

## 第 4 章

# 養介護施設従事者等における 高齢者虐待と対応

## 第4章 養介護施設従事者等における高齢者虐待と対応

### 1 養介護施設従事者等における高齢者虐待の定義

「高齢者虐待防止法」は、養護者による虐待に限られたものではなく、養介護施設従事者等による虐待も含まれています。

#### ○高齢者虐待防止法第2条に規定する養介護施設及び養介護事業

- 1) 介護保険施設(介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設)
- 2) 養護老人ホーム
- 3) 軽費老人ホーム(ケアハウスを含む)
- 4) 有料老人ホーム
- 5) 居宅介護支援事業者及び介護予防支援事業者
- 6) 居宅サービス事業者
  - ① 訪問介護      ② 訪問入浴介護      ③ 訪問看護      ④ 訪問リハビリテーション
  - ⑤ 居宅療養管理指導      ⑥ 通所介護      ⑦ 通所リハビリテーション
  - ⑧ 短期入所生活介護      ⑨ 短期入所療養介護      ⑩ 特定施設入居者生活介護
  - ⑪ 福祉用具貸与及び特定福祉用具販売
- 7) 地域密着型サービス事業者
  - ① 夜間対応型訪問介護      ② 認知症対応型通所介護
  - ③ 小規模多機能型居宅介護
  - ④ 認知症対応型共同生活介護      ⑤ 地域密着型特定施設入居者生活介護
  - ⑥ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
- 8) 介護予防サービス事業者
  - ① 介護予防訪問介護      ② 介護予防訪問入浴介護      ③ 介護予防訪問看護
  - ④ 介護予防訪問リハビリテーション      ⑤ 介護予防居宅療養管理指導
  - ⑥ 介護予防通所介護      ⑦ 介護予防通所リハビリテーション
  - ⑧ 介護予防短期入所生活介護      ⑨ 介護予防短期入所療養介護
  - ⑩ 介護予防特定施設入居者生活介護
  - ⑪ 介護予防福祉用具貸与及び特定介護予防福祉用具販売

9) 地域密着型介護予防サービス事業者

- ① 介護予防認知症対応型通所介護
- ② 介護予防小規模多機能型居宅介護
- ③ 介護予防認知症対応型共同生活介護

10) 地域包括支援センター及び老人介護支援センター

11) 老人福祉センター

○ 養介護施設従事者等

「養介護施設」または「養介護事業所」の業務に従事する者

## 2. 養介護施設における高齢者虐待の禁止

養介護施設従事者等は高齢者介護の専門職であり、高齢者虐待防止法に定義される**高齢者虐待行為は決して許されないことであるという認識が求められます。**

しかし、介護「する」「される」という行為は、常に従事者と利用者の中に力関係を生じさせる危険をはらんでいます。施設内や家庭内という限られた、あるいは外部から遮断された空間の状況では、時間に追われたり、従事者の不足等の要因によっては、不適切な対応が行われる可能性は否定できません。

また、そうした不適切な対応が日常化すると、高齢者虐待の認識そのものが希薄になってしまうおそれもあります。

### 3 養介護施設従事者等による高齢者虐待発見時の対応

#### (1) 通報・届出

高齢者虐待防止法第21条では、養介護施設従事者等は、高齢者虐待を発見した場合、市町村に通報しなければならないと定めています。また、虐待を受けた当事者である高齢者自身も、市町村に届出ことができるとされています。

また、高齢者虐待防止法第24条では、通報または届出を受けた市町村及び県に対し、高齢者虐待の防止及び当該高齢者の保護のための老人福祉法または介護保険法の規定による権限の適正な行使を定めています。

養介護施設従事者等からの通報や当該高齢者からの届出は、様々な方法・経路で行われることが考えられます。例えば、電話での直接申し出、匿名での手紙、介護保険事業者の定める第三者委員からの通報もあり得ます。また、県や他事業所等を経由して情報が寄せられる場合も考えられます。

市町村は、多様な通報経路や入所施設等からの夜間の通報等を前提に、窓口の開設場所、開設時間、担当部署名等について、高齢者やその家族、養介護施設従事者等が通報・届出をしやすいうように配慮するとともに、周知徹底することが重要です。

また、各種法令等に基づく担当部署のみの縦断的な対応ではなく、関係各部署が横断的な視点に基づき、迅速かつ丁寧に対応していくことが求められます。

なお、通報等を受けた際の記録は、その後の対応の過程で重要な資料となることがあるので、その通報経路や時間、直接聴取した内容について、詳細に残しておくことが必要です。

#### (2) 事実確認

通報・届出を受けたら、まず事実確認を行います。通報等の経路や内容によっては、県機関等と合同で対応することもあります。

確認方法としては、現地または来庁による通報者・関係者等への聞き取り、虐待を受けている本人への聞き取りや身体状況確認等、面接による確認が中心となります。

通報者等は差し迫った状況下で通報等を行ってくるが多々あるので、状況を正確に把握し、不明点や追加事項の確認を迅速に行うことが、通報者等にとって安心感につながります。

また、虐待等に関する事実確認は、デリケートな内容を含む場合が多いため、普段から面接技法の習得を心がけることが大切です。対応の場面では、複数職員での対応を基本とする必要があります。

さらに確認した情報についての守秘義務等に配慮することが求められます。

### (3) 事実確認後の対応

事実確認を行った結果、高齢者虐待が確認されれば、早急に改善に向けた対応を行うこととなります。通報等を受けた市町村及び県は、高齢者虐待の防止及び当該高齢者の保護のため、老人福祉法または介護保険法の規定による権限の行使を行うことも念頭において、対応していきます。

改善に向けた対応では、①養介護施設等への対応、②養介護施設従事者等本人への対応、③通報者等への対応を行います。

#### ① 養介護施設等への対応

- ・ 当該養介護施設等における虐待の事実を関係者に認識させます。
- ・ なぜ虐待行為が行われたのか、当該養介護施設等で原因分析と再発防止策を策定させます。

原因分析については、当該養介護施設等の管理責任者の責任下で十分に行うよう、厳しく指導します。

再発防止策には、虐待防止に関する研修や検討機会を設けることを必須とします。

- ・ 再発防止策の実効性を図るために、定期的に確認をします。  
確認期間については、案件ごとの判断が必要となります。

#### ② 養介護施設従事者等本人への対応

- ・ 当該養介護施設従事者等の行った行為が虐待であったことを、認識させます。  
所属している養介護施設等の就業規則や倫理綱領等に基づく処分が行われる場合は、そうした対応についての認識も促します。
- ・ 虐待行為に至った要因等についての自己分析と再発防止のための計画作成に取り組ませます。
- ・ 計画の補完を含め、当該養介護施設等と共に継続した状況把握を行います。

※ 結果として、虐待発生の原因が養介護施設従事者等の個人的資質等に起因すると考えられる場合がありますが、施設としてそれを防止できなかった理由を解明しなくてはなりません。

そのことがその後の施設運営に大きな影響を及ぼし、また、施設の全体的な資質向上に繋がる取組みとなることから、①と②は並行して対応することが望ましいと考えられます。

③ 通報者等への対応

- ・ 事実確認後の対応について、報告します。
- ・ 通報者本人の解雇その他の不利益な扱いが行われていないかを確認し、問題がある場合は関係法令に沿って対応します。

(虐待の対応方法)

<p>対応への心構え</p>	<p>職員、あるいは専門職による虐待は、その職業倫理に照らしてみても許されるものではなく、まして、施設内のような専門職集団の多数がチームでケアに当たっているような、複数の監視が可能な場所において、職員が虐待を行うことはあってはならないことです。</p> <p>しかし、家族の希望、利用者の安全の確保、業務上の都合などを理由にして安易に行っている虐待の身体拘束(抑制)に始まり、言葉による暴力や態度による無視などが行われています。</p> <p>人権侵害に当たると思われる、明らかな故意による傷害や不注意による外傷など、非意図的であっても不適切な介護のなかのある部分は虐待と受け取られるようなケースが存在します。</p>
<p>対応方法</p>	<p>① 事実確認</p> <p>報告されたような事実が存在したのかどうかについて調査します。</p> <p>調査方法は、虐待を受けている者への聞き取り(たとえ認知症が重度の人であっても、誰かにたたかれた、つねられた、落とされた等の断片的な事実でよいので必ず記録する)、関係者への聞き取り(当該職員、主任者、その他)。その場合、日時の記録は必須であり、たとえあいまいであっても、何日、何時頃、どのようなことがあったか関係する出来事なども明記します。</p>

<p>② 事情聴取</p> <p>虐待を受けている者の訴え、身体状況(状況写真、カルテ等)、関係者の聞き取り内容等を総合的に勘案して、虐待の事実が存在したかどうかについての当該職員の事情聴取を、複数の管理者が同席の上で、実施します。</p> <p>また、テープでの録音等詳細に記録します。</p> <p>③ 職員への通知・改善計画の提出</p> <p>事実確認・事情聴取を経て、実際に虐待があったと見込まれる場合は、虐待のレベルに応じて、その旨を当該職員に通知し、それ相当の処分があり得ることを当該職員に通告します。</p> <p>そのうえで、改善勧告を出し、改善のための取り組みについて計画書を提出させます。</p> <p>④ 改善計画のチェック</p> <p>提出された改善計画に基づき、具体的に実行されているかどうかを、1ヶ月程度の期間をおいてチェックし、改善されていない場合には最終的な処分を行います。処分の内容は訓告、懲戒、解雇もあり得ます。(これらの処分は、労働権の侵害とも関係するので、法令に沿って慎重に扱います。)</p>
---

【参考】「高齢者虐待防止法」の定義には該当しませんが、次の事項についても施設・事業所では注意しなければならない問題ですので参考にして下さい。

## ○利用者間の問題

対応への心構え	<p>不適切な関わり、いじめ、暴力、暴言、金銭の授受など、利用者間での虐待が疑われる場合があります。利用者間の虐待は、その後の施設内における人間関係にも大きく影響することから、慎重に対処する必要があります。</p>
対応方法	<p>① 事実確認</p> <p>単独の情報のみで即断せず、複数の情報を集めることにより事実の確認をします。明らかな内部告発がなければ、そのことの実事も潜在化している可能性が高いため、できるだけ複数の証言や目撃情報を集めます。</p> <p>また、その情報を記録・集約したうえで、事実関係について、整理・確認します。</p>



<p>② 事情聴取</p> <p>利用者間の虐待については、虐待を受けていると思われる人からの聞き取りを重視します。虐待を受けている者にどの程度のダメージがあって、虐待者はどの程度の重さで感じ取っているのかのギャップを重視します。</p> <p>③ 事実の特定</p> <p>事実確認、聴取を経て、実際に虐待があったと見込まれる場合は、そ旨を虐待者とその家族に通知し、話し合いの場を設けたい旨連絡します。このことは被虐待者側からの申し出の有無に関わらず、事実に基づき虐待者側の行動や態度の改善を求めるものです。</p> <p>また、犯罪性が明確であればそれなりの対応と、最終的には退所を求める場合もあり得ることを伝えます。</p> <p>④ 話し合い</p> <p>虐待者と家族を交えて話し合いを行ったうえで、虐待者から、虐待を受けた者への謝罪と改善のための態度、行動の変更の計画を改善計画として作成、提出してもらい、今後の経過を観察します。</p> <p>改善計画提出後も行動・態度の改善が進まない場合には、再度話し合いの場を設け、それでもなお、行動の改善が難しい場合には、最終的に利用者に対して退所してもらうことを施設側から通知します。</p> <p>虐待者または家族の側が納得いかない場合には、国保連または運営適正委員会に対して苦情処理の相談を行えることや市町村等に相談等ができることを知らせます。</p>
--

## ○家族、面会者、見学者、実習生による問題

<p>対応への心構え</p>	<p>施設内での虐待が、家族、面会者、見学者、実習生などにより、通常的生活場面で行われたと思われる場合、速やかに事実確認のうえ、改善あるいは厳正な対応を行います。</p> <p>家族あるいは面会、見学、実習など期間や日時が限定され、その日だけしか来ないような場合には、虐待を受けた者側が泣き寝入り、あるいは後日発覚しても虐待者が不詳、もしくは特定、確認が難しいという状況が考えられるため、速やかに事実確認、特定を行う必要があります。</p>
<p>対応方法</p>	<p>① 事実確認</p> <p>家族や面会者は、必ず面会簿に記入することとし、面会簿において誰が来ていたのかを確認します。見学、実習は施設での滞在日時、入所者との対応日時等を名簿により確認します。</p> <p>虐待を受けた者は、誰から虐待されたのか名前も顔もおそらく不確か</p>

で、虐待が行われたと推測される時間帯に、そのフロアにいたと思われる人物を確認することが必要になります。そのためにさまざまな情報を把握し、状況を総合的に検討したうえで、虐待者と推測される者を特定することが必要になります。

② 事情聴取

確認情報により、虐待を行っていると考えられる者を確認したうえで、虐待を行ったと思われる人物に事情聴取を行います。

微妙な問題が多数あると思われる場合は、虐待の事実を伝えず、その時間帯、どこで、どのようにしていたのかを確認する、といった程度の事情聴取をします。

そのうえで、どのように他者に関わっていたかを確認し、行動内容、時間、場所を事情聴取により明らかにします。複数の虐待者の場合もあります。

③ 事実の特定

事実確認、事情聴取により整理された総合的・客観的状況から事実の特定を行います。実際、具体的にどのような虐待が、誰によって、誰に対し、どの程度行われたのかを特定します。それにより、虐待を行った者の謝罪や場合によっては告発等も必要になります。話し合いをもち、事実に基づいた確認と責任の所在を明らかにします。

刑事告発等を行う場合には、慎重に証拠を集めます。虐待を受けた者の話、時間経過、事実関係などを十分整理し、写真、物品など証拠となるとと思われるものをできるだけ収集・保存して正確を期します。

④ 対応の決定

虐待者の犯罪行為の程度、虐待を受けた者の意思等により、謝罪、賠償、告訴、その他の対応を決定します。

※出典：高齢者虐待防止研究会編集「高齢者虐待に挑む《増補版》」中央法規出版

P.120・121 2006年

## 4 身体拘束の取扱いについて

平成12年度の介護保険制度の施行に伴い、介護保険施設などにおいて、利用者をベッドや車いすに縛り付けるなどして身体の自由を奪う「身体拘束」を原則として禁止する「身体拘束ゼロ作戦」を展開しています。

身体拘束は、「特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準」等において、緊急やむを得ない場合に限り拘束が認められていますが、不適切な対応の中で拘束を行った場合は、高齢者虐待として対応する必要があると考えられます。

その場合、以下の点について確認することが重要です。

- ① 「緊急やむを得ない状況」であるかについて、養介護施設等全体において十分な検討や議論が行われ、共通認識が得られているか。
- ② 拘束とされる対応以外の方法の有無について、十分かつ慎重な検討や議論が行われているか。
- ③ 実施にあたり必要とされている記録は、その目的や意図を理解した上で作成されているか。
- ④ 緊急やむを得ず実施する拘束は、あくまで一時的なものであると認識し、常に解除に向けた意識を持って対応しているか。

### (緊急やむを得ない場合の対応)

介護保険法では、例外的に身体拘束が容認される「緊急やむを得ない場合」の規定があり、具体的な要件、その場合の手続き及び具体的な拘束に関する記録の義務が定められています。その内容は次のとおりです。

#### (1) 例外的に「身体拘束」を行うことができる場合の3つの要件

次の3つの要件をすべて満たすときに限って身体拘束は例外的に認められます。

要件	内容
切迫性	利用者本人または他の利用者の生命または身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと
非代替性	身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法がないこと

一時性	身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること
-----	--------------------------

## (2) 手続き

「緊急やむを得ない場合」の判断は、担当スタッフ個人(またはチーム)で行うのではなく、施設全体での判断が必要です。また、身体拘束の内容、目的、時間、期間などを利用者本人や家族に対して十分に説明し、理解を求めることが必要です。

## (3) 記録の義務

介護保険サービス提供者には、身体拘束に関する記録の作成が義務付けられています。

このような取り組みのない中で身体拘束が行われている場合は、適切な対応を図るよう、早急に指導する必要があります。

### 身体拘束禁止の対象となる具体的な行為(身体拘束ゼロへの手引きより)

介護保険指定基準において禁止の対象となっている行為は「身体的拘束その他入所者(利用者)の行動を制限する行為」であり、具体的には次のような行為があげられる。

- ① 徘徊しないように、車いすやいす、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ② 転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ③ 自分で降りられないように、ベッド柵(サイドレール)で囲む。
- ④ 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る。
- ⑤ 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、または皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。
- ⑥ 車いすやいすからずり落ちたり、立ち上がったりにしないように、Y字型拘束帯や腰ベルト、車いすテーブルをつける。
- ⑦ 立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるようないすを使用する。
- ⑧ 脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣(つなぎ服)を着せる。
- ⑨ 他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ⑩ 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。
- ⑪ 自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する。

## 5 養介護施設の取り組み

### 1) 管理職・職員の研修、資質向上

養介護施設従事者等による高齢者虐待を防止するためには、ケアの技術や虐待に対する研修によって職員自らが意識を高め、実践につなげることが重要です。

養介護施設・養介護事業所において、定期的にケア技術向上や高齢者虐待に関する研修を行うとともに、市町村でも研修等の機会を設け、養介護施設従事者等の資質を向上させる取り組みが期待されます。

また、養介護施設従事者等による高齢者虐待防止には、実際にケアにあたる職員のみでなく管理職も含めた事業所全体での取り組みが重要です。管理職が中心となったサービス向上に向けた取り組みが期待されます。

### 2) 個別ケアの推進

養介護施設には数多くの高齢者が生活しているため、業務をこなすためには流れ作業的なケアを実施せざるを得ない状況があります。このような状況の中で、身体拘束や心理的虐待と考えられる事態が発生しており、また従事する職員にも士気が低下するなどの影響があると考えられます。

このような反省からユニットケアの導入が進められてきました。入所している高齢者一人ひとりが、尊厳を保ちながら自分らしく生活できる環境をつくるのが養介護施設には求められています。高齢者一人ひとりに対して個別的なケアを実践することが重要です。

### 3) 情報公開

養介護施設は、入所している高齢者の住まいであるため、外部から目が届きにくい面があります。しかし、地域住民やボランティアなど多くの人が施設に関わることは職員の意識にも影響を及ぼすと考えられます。

また、サービス評価(自己評価、第三者評価など)の導入も積極的に検討することが大切です。

#### 4) 苦情処理体制

高齢者虐待防止法では、養介護施設・養介護事業所に対してサービスを利用している高齢者やその家族からの苦情を処理する体制を整備することとされています。(第20条)

養介護施設・養介護事業所においては、苦情相談窓口を開設するなど苦情処理のために必要な措置を講ずべきことが運営基準に規定されており、各施設・事業所での対応が図られています。サービスの質を向上させるため、利用者等に継続して相談窓口の周知を図り、苦情処理のための取り組みを効果的なものとしていくことも大切です。

#### 5) 関係機関の連携

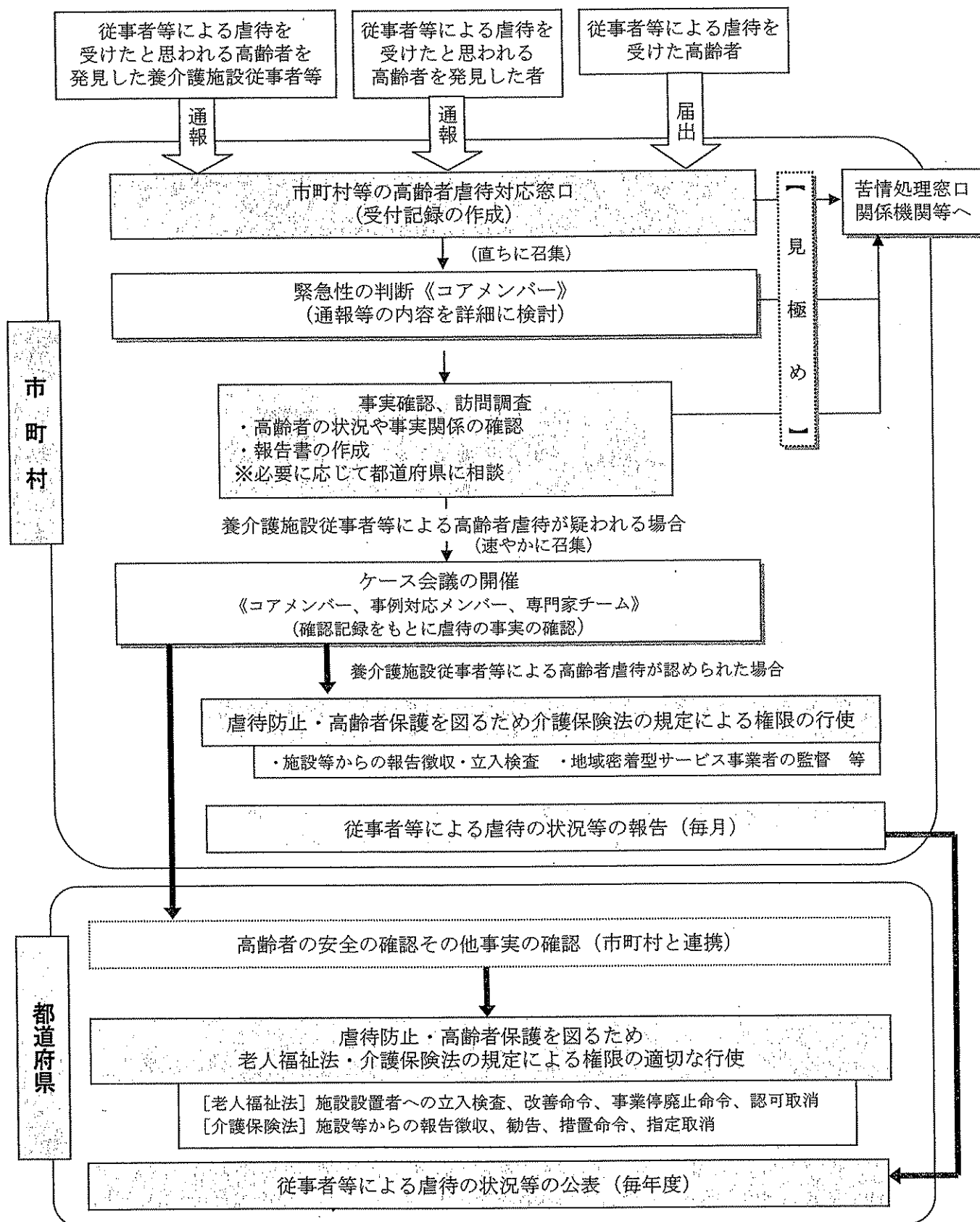
市町村は、県と共同して、養介護施設従事者による高齢者虐待を防止するための意識啓発等の研修や介護保険事業者連絡会議等を通して、高齢者虐待防止に関する共通認識を構築することが大切です。

市町村の取り組みが、養介護施設等に周知されることで、高齢者虐待と疑われる事態が発生した場合に、迅速かつ円滑な通報が可能になります。

管理者は、処遇向上に向けた積極的な体制づくりをしていく必要があります。また、多職種による専門職集団として、高齢者虐待に関しても多様な観点から検討や議論を重ね、共通認識を形成しておくことはもちろん、その動きを施設内にとどめず、広く関係者が連携していく体制を作っていくことが求められています。

市町村や県の機関、養介護施設等が十分な情報交換と連携を図りながら、高い職業倫理を保持していくことにより、高齢者の人権擁護につながり、地域全体の意識の向上が図れます。

養介護施設従事者等による高齢者虐待への対応



第 5 章  
実態調査等から



## 第5章 実態調査等から

### 家庭内における高齢者虐待に関する調査結果について

#### 1 目的

高齢者に対する虐待のうち、家庭内で家族等が虐待者となっているものについて、発生の実態を把握することを目的とする。

#### 2 調査対象機関

保健所、市町村、在宅介護支援センター、居宅介護支援事業所

#### 3 調査対象期間

平成16年4月1日～平成17年3月31日

#### 4 回収状況

対象機関	対象数	報告数	事例数	備考
保健所	8	8	0	
市町村	38	30	15	8は在介で回答
在宅介護支援センター	74	31	51	43は居宅で回答
居宅介護支援事業所	269	244	186	届出269 除外25(休止等)
計	389	313	252	

#### 5 虐待の種類

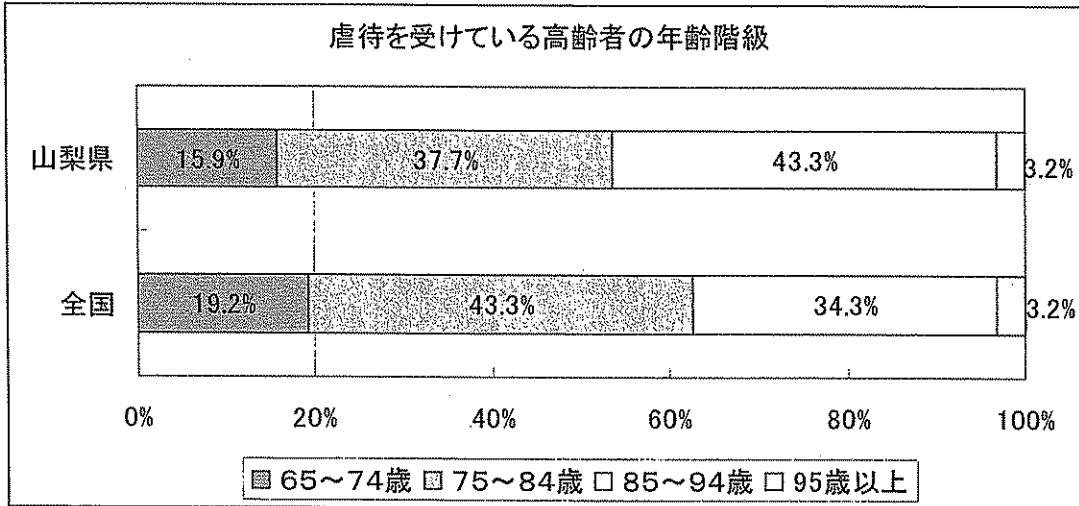
区分	内容と具体例
身体的虐待	暴力的行為などで、身体に傷やあざ、痛みを与える行為や外部との接触を意図的、継続的に遮断する行為。(例 平手打ちをする、つねる、殴る、無理矢理食事を口に入れる、やけど、打撲をさせるなど)
介護・世話の放棄・放任	意図的であるか、結果的であるかを問わず、介護や生活の世話を行っている家族が、その提供を放棄または放任し、高齢者の生活環境や高齢者自身の身体・精神的状態を悪化させていること。(例 入浴させない、栄養失調)
心理的虐待	脅かしや侮辱などの言語や威圧的な態度、無視、嫌がらせ等によって精神的、情緒的に苦痛を与えること。(例 排泄の失敗を嘲笑したり、人前で話して恥じをかかす、怒鳴る、ののしる、悪口を言うなど)
性的虐待	本人との間で合意が形成されていないあらゆる形態の性的な行為またはその強要。(例 排泄の失敗等に対して懲罰的に下半身を裸にして放置する、キス、性器への接触、セックスの強要など)
経済的虐待	本人の合意なしに財産や金銭を使用し、本人の希望する金銭の使用を理由なく制限すること。(例 日常生活に必要な金銭を渡さない、年金や預貯金を本人の意思・利益に反して使用するなど)

6 虐待を受けている高齢者の年齢及び性別

虐待を受けている高齢者の年齢では、「85歳以上95歳未満」が43.3%で最も多く、次いで「75歳以上85歳未満」が37.7%となっている。全国では、「75歳以上85歳未満」が43.3%で最も多かった。

性別では男性が19.8%（全国23.6%）、女性が80.2%（全国76.2%）であった。

（山梨県＝252件、全国＝1991件）

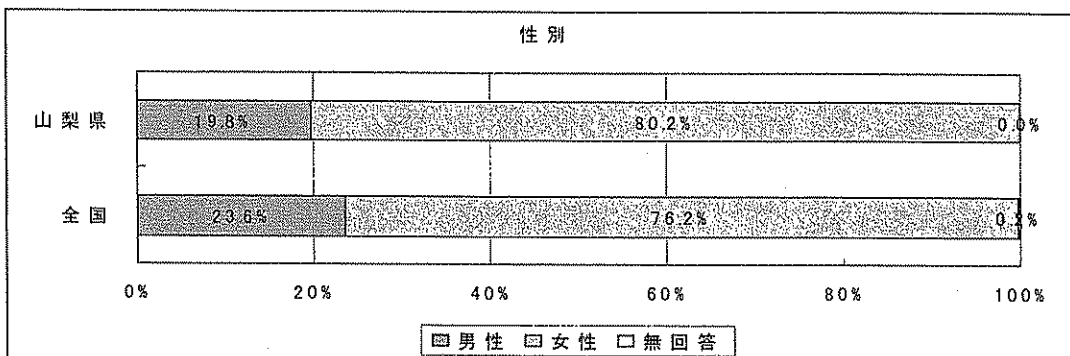


区分	65～74才	75～84才	85～94才	95才以上	合計
山梨県	40	95	109	8	252
山梨県	15.9%	37.7%	43.3%	3.2%	100.0%
全国	19.2%	43.3%	34.3%	3.2%	100.0%

※全国調査については、過去一年間（平成14年11月1日～平成15年10月末日の間の最新ケース3件）について介護サービス事業所等を対象に実施されており、その中で「居宅介護支援事業所」及び「在宅介護支援センター」のケアマネジャーの回答数（1,991件）について分析している。

なお、全国調査では、各都道府県別集計等がないために、今回調査をした。

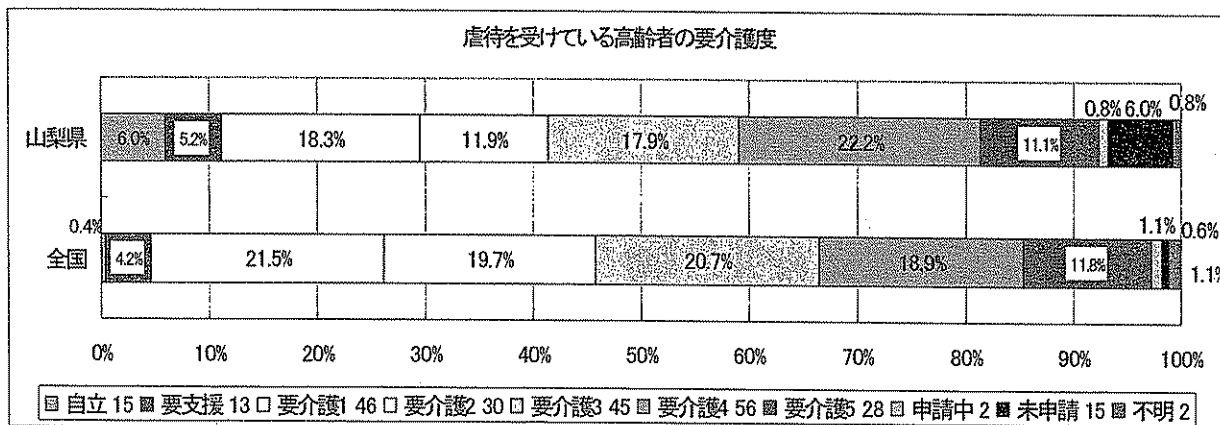
（山梨県＝252件、全国＝1991件）



### 7 要介護度の状況

虐待を受けている高齢者高齢者の要介護度は、「要介護3以上」が51.2%（全国51.4%）、「要支援、要介護1、要介護2」が35.3%（全国45.4%）、自立6.0%（全国0.4%）だった。

（山梨県＝252件、全国＝1991件）

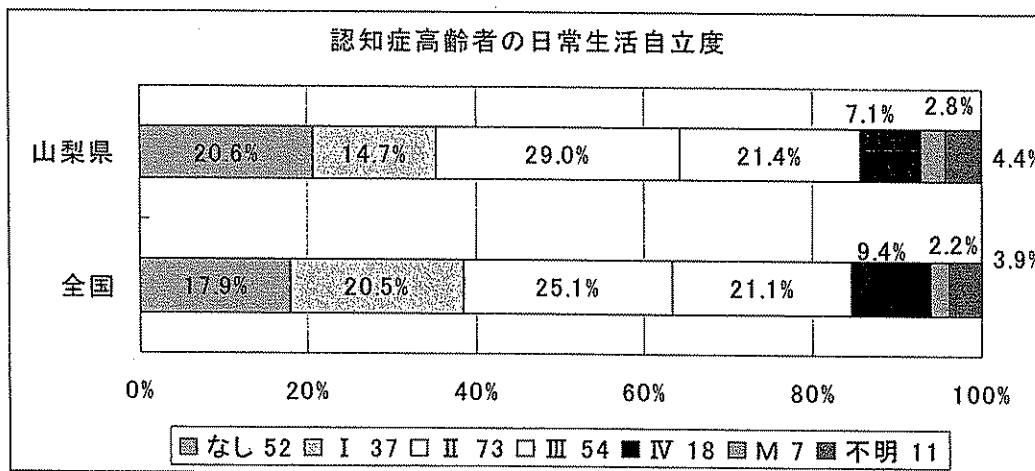


区分	自立	要支援	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	申請中	未申請	不明	合計
山梨県	15	13	46	30	45	56	28	2	15	2	252
全国	7	84	428	393	413	376	235	22	12	21	1991
山梨県	6.0%	5.2%	18.3%	11.9%	17.9%	22.2%	11.1%	0.8%	6.0%	0.8%	100.0%
全国	0.4%	4.2%	21.5%	19.7%	20.7%	18.9%	11.8%	1.1%	0.6%	1.1%	100.0%

### 8 認知症高齢者の日常生活自立度

虐待を受けている高齢者の認知症の日常生活自立度については、何らかの支援が必要な「Ⅱ以上」が60.3%（全国57.8%）を占めている。

（山梨県＝252件、全国＝1991件）

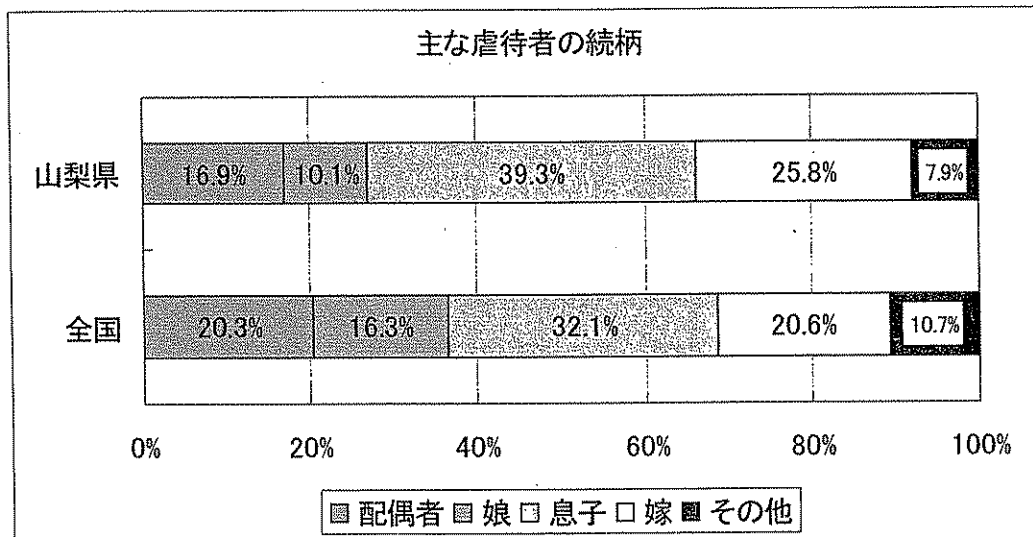


	なし	I	II	III	IV	M	不明	合計
山梨県	52	37	73	54	18	7	11	252
全国	356	409	499	420	187	43	77	1991
山梨県	20.6%	14.7%	29.0%	21.4%	7.1%	2.8%	4.4%	100.0%
全国	17.9%	20.5%	25.1%	21.1%	9.4%	2.2%	3.9%	100.1%

### 9 主な虐待者の状況

主な虐待者の高齢者本人との続柄については、「息子」が39.3%（全国32.1%）で最も多く、次いで「嫁（息子の配偶者）」が25.8%（全国20.6%）、「配偶者」16.9%（全国20.3%）、「娘」10.1%（全国16.3%）となっている。

（山梨県＝252件、全国＝1991件）

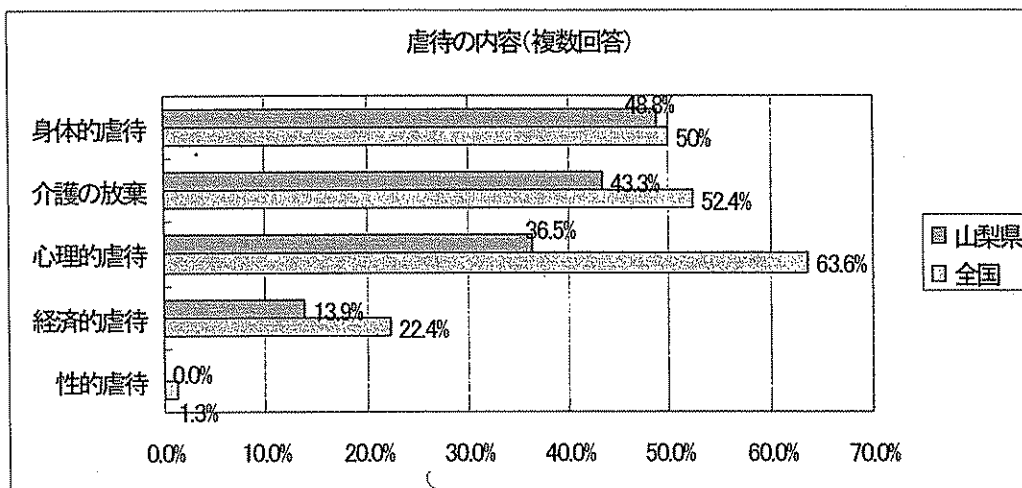


区分	配偶者	娘	息子	嫁	婿	兄弟姉妹	孫	その他	合計
山梨県	45	27	105	69	5	3	5	8	267
全国	404	325	639	411	41	33	31	107	1991
山梨県	16.9%	10.1%	39.3%	25.8%	1.9%	1.1%	1.9%	3.0%	100.0%
全国	20.3%	16.3%	32.1%	20.6%	2.1%	1.7%	1.6%	5.4%	100.1%

10 虐待の状況（複数回答）

虐待の内容については、「身体的虐待」が 48.8 %（全国 50.0%）で最も多く、次に「介護や世話の放棄・放任」が 43.3 %（全国 52.4 %）、「心理的虐待」 36.5 %（全国 63.6 %）、「経済的虐待」 13.9 %（全国 22.4 %）となっている。

（山梨県＝252件、全国＝1991件）

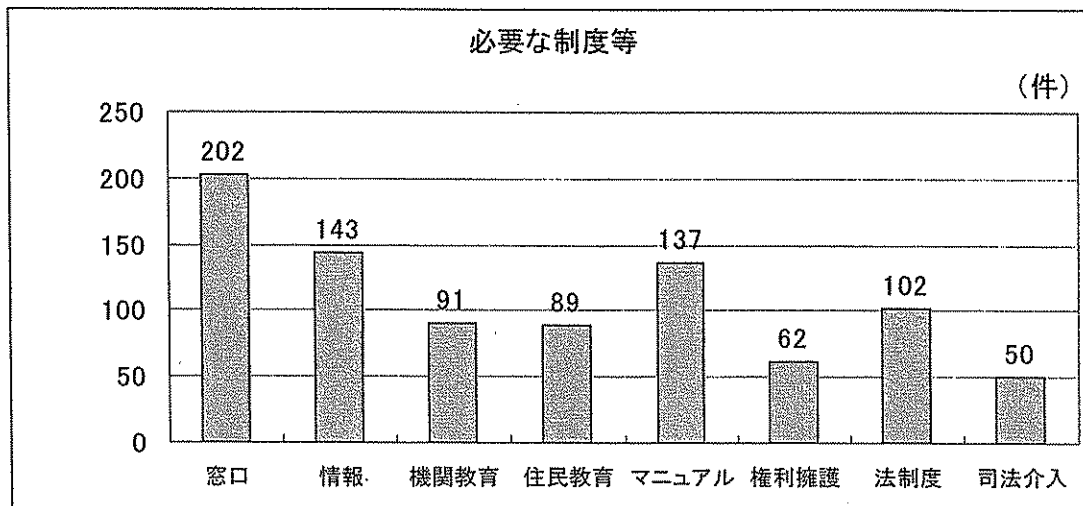


（虐待が重複している場合があるので、全体では100%をこえる。）

区分	身体的虐待	心理的虐待	性的虐待	経済的虐待	介護放棄	合計
山梨県	123	92	0	35	109	252(359)
全国	996	1267	25	445	1044	1991(3777)
山梨県	48.8%	36.5%	0.0%	13.9%	43.3%	142.5%
全国	50.0%	63.6%	1.3%	22.4%	52.4%	189.7%

○ 今後の対応のために必要な制度や仕組み

高齢者虐待に対応していくにあたって必要な制度や仕組みについては、相談窓口の整備、相互の情報共有、対応マニュアルの整備、高齢者虐待に関する法整備についてが多かった。



必要な制度や仕組み

(複数回答)

	居宅介護支援事業所	在宅介護支援センター	市町村	保健所	合計
相談窓口の整備	174	9	14	5	202
機関相互の情報共有	118	15	6	4	143
職員に対する教育・啓発の機会充実	63	12	11	5	91
住民に対する教育・啓発	61	14	12	2	89
対応マニュアルの整備	105	14	15	3	137
地域福祉権利擁護事業の充実	54	3	4	1	62
高齢者虐待に関する法制度の整備	74	16	9	3	102
警察・司法機関との連携、介入	39	8	3	0	50
計	688	91	74	23	876

# 事例1 親子間の確執が起こす虐待 (心理的・身体的虐待)

## 虐待された高齢者の状況

年齢：80歳代  
性別：女性  
介護度：要介護3  
認知症：あり  
寝たきり：なし

裕福な家庭に育ち、退職するまで夫が家事を行う。離婚して同居するようになった娘と、夫の死亡後家事をめぐり対立。共済年金で生活。

## 虐待してしまった家族の状況

年齢：50歳代後半  
続柄：娘

アルコール依存症で肝機能障害あり、腰痛もあり。

被虐待者(母)

父<死亡>

虐待者(娘)

## 虐待の内容

家事をしないことをめぐり、母娘で暴言を浴びせあい、喧嘩が絶えず娘が暴力を振るうこともあった。

## 最初に虐待と判断された状況(サイン等)

デイサービス利用中の本人の右眼周辺に打撲のあざがあるのを事業所職員が発見。デイサービス利用当初に長期間入浴していないことも判明。

## 想定される虐待の要因

- 虐待された高齢者側の要因  
過去からの確執とともに、中程度認知症があり、不適切な行動があった。
- 虐待してしまった家族側の要因  
過去の確執が、弱者となった母親に対しての心理的虐待等に結びついた。

## 解決に向けた働きかけ

ケアマネジャーは娘の介護疲れと判断し、短期入所の利用をすすめ、経過を観察することにした。

## 具体的な対応

- 本人へ→訪問し、本人の話を聞いたところ、入所したくないという気持ち強い。
- 家族へ→訪問し、本人の話を聞いたところ、有料老人ホームへ入れたいと思っている。
- 地域へ→関係者による月一回のカンファレンスの場をもうけ、情報交換・対応方法の検討を行う。ADL低下などを見逃さず虐待兆候がないか気をつける。

## その後の経過

娘のアルコール依存症について、専門医療機関につなぐ。母親の正確な疾病把握のため専門医を受診し中程度認知症と診断されたため、不適切な行動の原因がわかり身体的虐待がなくなる。

## 評価(解決・緩和のポイント 課題等)

本人の気持ちを尊重して在宅での支援を行うことになり、娘の身体的・精神的な負担軽減を目的に母娘間の距離をとるため、デイサービスと短期入所の利用回数を増やした。訪問は、ケアマネジャーが単独で行わず、他職種との同伴訪問で、本人と娘のそれぞれの気持ちを聞き、支えることで信頼関係をつくることに努めた。暴言は続いたが、娘は徐々にケアマネジャーに気持ちを訴えることができるようになった。また、娘に対する適切な治療が行われたことで、娘の精神的な負担は軽減し、身体状況の改善とあわせ母親の認知症を理解したことで心理的虐待も軽減していった。娘の身体状況の改善で在宅での支援が継続となった。

## 事例2 入院中に現金を取り上げられる (経済的虐待)

### 虐待された高齢者の状況

年齢：70歳代後半  
 性別：男性  
 介護度：要介護3  
 認知症：あり  
 寝たきり：なし

現役当時は役職に就いていたため、今でもプライドが高い。虐待発見当時は認知症の症状はなかったが、現在は多少出てきている。

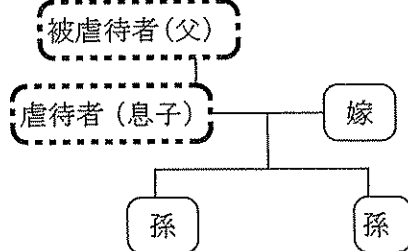
### 虐待してしまった家族の状況

年齢：50歳代前半  
 続柄：息子

息子と嫁で農業を営んでいる。主に嫁が介護を行っている。

### その他の家族の状況

受験生の孫が二人（高校生・中学生）同居している。



### 虐待の内容

本人が脳梗塞で入院中に、住宅改修のため部屋を片付けられ、現金及び大切にしていた本、道具が処分されていた。息子に聞いても「知らない、ぼけている」などと言り返され、年金手帳も取り上げられた。

### 最初に虐待と判断された状況（サイン等）

本人が退院した時、家族に預けていた自分の通帳の返却を求めたところ、本人の管理能力があるにも関わらず返してもらえなかったことを地域包括支援センターに相談した。

### 想定される虐待の要因

- 虐待された高齢者側の要因  
 元来プライドが高く、また自分の入院中に、大切な物がなくなってしまったことに対する不満や不安から家族への不信感が募っていった。
- 虐待してしまった家族側の要因  
 本人の介護のために住宅改修を行ったことが発端となり、関係がすれ違っていった。また年金の管理能力に関する家族の認識のずれが見られた。

### 解決に向けた働きかけ

虐待者への説得を行った。介護サービスの利用を勧めた。

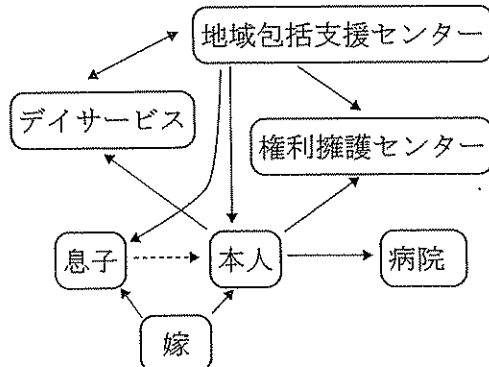
### 具体的な対応

- 本人へ→本人の訴えを良く聞き、今後の対応について話し合った。権利擁護センターの助言を得て、本人が息子と話しをすることを支援した。
- 家族へ→息子と本人との話し合いを持った。
- 地域へ→権利擁護センターと対応を相談した。

### その後の経過

郵便局との調整により、現在は本人が年金手帳を管理しているが、デイサービス、ショートステイの利用については、家族が料金を支払っている。

### 関係機関関連図



### 評価（解決・緩和のポイント 課題等）

本人側からみれば、自分の年金を自由に使えず、経済的虐待といえるかもしれないが、家族にそのような意図的な考えがあったのか、その真意は不明である。虐待を疑う場合、本人の訴えを十分に聞くとともに、過去の間人関係や家族の考え、家族の中で本人がどう位置づけられているのか等の情報を集め、判断していく必要がある。関係者の介入により、かえって家族の関係を崩していくことのないように慎重な対応が必要である。



## 事例3 介護放棄から施設入所に至る (介護放棄・身体的虐待)

### 虐待された高齢者の状況

年齢：80歳代  
性別：女性  
介護度：要介護3→5  
認知症：あり  
寝たきり：あり

栄養状態不良で軽い脱水症状あり。寝たきりの状態で臀部に褥瘡あり。認知症があり昼夜逆転の生活パターン。

### 解決に向けた働きかけ

関係機関ケース会議において、各機関が把握している情報を共有し、本世帯に対する共通認識を持って今後の対応方針について検討した。

### 虐待してしまった家族の状況

年齢70歳代  
続柄：内縁の夫

20年間内縁関係のまま。心臓病の持病あり。

虐待であるという認識をもって支援する。訪問介護の継続。介護サービスは増やさず、民生委員等による継続観察を続ける。本人分離の時期を判断。緊急時の対応として病院への入院も検討。

### その他の家族の状況

内縁の夫と折り合いが悪いため、直接的な援助は期待できない。

### ケア会議の内容

### 具体的な対応

被虐待者

虐待者 (内縁の夫)

### 虐待の内容

屋内は物が乱雑に散らかり、いつも食べ物の屑が散らかり、腐敗臭がしている。入浴や清拭、おむつ交換をしない。

- 家族へ→訪問介護の継続と、要介護度の再認定申請手続きを勧める。
- 地域へ→関係者によるケース会議を実施し、関係機関の上表の共有と支援の方向性を確認した。また民生委員に対し、継続的な見守りを依頼した。

### その後の経過

### 最初に虐待と判断された状況 (サイン等)

約半年前に民生委員から市へ「本人の姿が見えない」と相談があり、家庭訪問したが内縁の夫に拒否され状況確認できず。

支援者・関係機関が虐待の認識を共有し、展開を予測して対応の準備を行ったので、タイミングを逃さず支援・介入が行えた。民生委員の協力が支援を進めた。

### 想定される虐待の要因

- 虐待された高齢者側の要因  
認知症があり、近隣との付き合いもなく孤立している。
- 虐待してしまった家族側の要因  
本人の唯一の親族である妹と折り合いが悪く、援助は期待できない。また、自身も持病がある。

### 評価 (解決・緩和のポイント 課題等)

週一回の訪問介護に、ケアマネジャーが同行し、再認定の結果、要介護度5に変更になった。民生委員が1日おきに短時間の訪問を続け、家庭状況を確認した。その後夫が緊急入院したので、本人も同じ病院に入院したが、夫は専門的な治療を必要とするため転院した。この機会に本人と夫の分離を行うため、特養に入所の手続きと生活保護の申請を行った。本人入所を知った夫が病状の改善がないまま退院し、市や施設に本人を自宅へと強く求めているため、対応に苦慮している。

## 事例4 過去の親子関係と介護ストレス (身体的・心理的虐待・介護放棄)

### 虐待された高齢者の状況

年齢：80歳代前半  
性別：女性  
介護度：要介護4  
認知症：あり  
寝たきり：なし

50歳の頃、財産を売却して男性と家を出てしまった。その後、他市町村で生活保護を受けながら生活をしてきたが、認知症となり娘に引き取られた。問題行動や便尿失禁があり、汚れた衣類の着用品が目立った。週一回のデイサービスを利用していた。

### 解決に向けた働きかけ

虐待者の気持ちの理解に努めた。介護サービスの利用を勧めた。(一時的な)分離を勧めた。

### 具体的な対応

- 本人へ→デイサービスやショートステイの利用を勧め、在宅生活を支援した。
- 家族へ→介護を一人で抱えている娘の負担を軽減するよう介護サービスを導入しサポートした。
- 地域へ→地域ケア会議等により関係機関への調整をはかり、支援の方向性を検討した。

### 虐待してしまった家族の状況

年齢：50歳代前半  
続柄：娘

婿と専業で農業を営んでおり、多忙となっていた。

### その後の経過

在宅サービスを利用していたが、介護放棄は改善されず、家族の同意を得て、特養への入所となった。

### その他の家族の状況

婿は本人の介護に対し無関心であり、協力も得られない。

被虐待者(母)

虐待者(娘)

婿

### 虐待の内容

過去の親子関係に問題がある様子で、杖で頭をたたくなどの身体的暴力や言葉の暴力、汚染された衣類の交換をしない等世話の放棄があった。

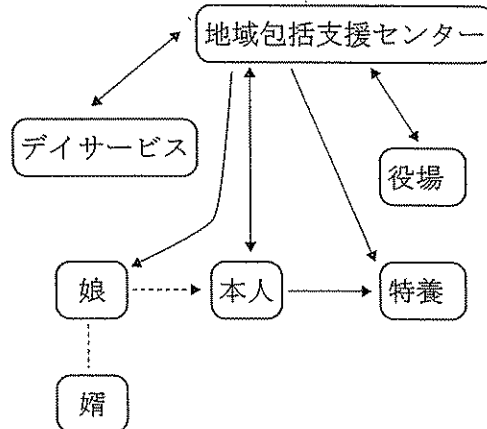
### 最初に虐待と判断された状況(サイン等)

本人からの電話により地域包括支援センター職員が訪問したところ、衣類の汚れなどから介護放棄を疑った。

### 想定される虐待の要因

- 虐待された高齢者側の要因  
50歳頃の身勝手な家出により、親子の関係を崩してしまったことに加え、認知症による症状が要因となった。
- 虐待してしまった家族側の要因  
過去の人間関係が根底にあり、加えて、日々の多忙な農作業により、肉体的にも精神的にも余裕がない中での介護や認知症の対応の困難さが要因となった。

### 関係機関関連図



### 評価(解決・緩和のポイント 課題等)

過去の行動に対する批判的な思いに加え、発症後の同居により本人を受け入れられず介護せざるを得ない状況であった。また介護者の生活に、認知症による介護負担が加わり、虐待が発生したと思われる。虐待者である娘の思いを受け止めつつ、介護負担の軽減を図るとともに、家族介護教室等の参加等により、認知症の理解を得ていくことが必要である。在宅介護の限界を、いつ、誰が、どのように見極めていくかを関係者間で共有していく必要がある。

## 事例5 引っ越してきたばかりで、誰にも相談できず (身体・心理的虐待)

### 虐待された高齢者の状況

年齢：60歳代前半  
性別：女性  
介護度：要介護5  
認知症：なし  
寝たきり：なし

本人が元気な頃より、罵ったり、物を投げ合ったりする夫婦ゲンが絶えず、何度も警察が来たになっていた。現在の力関係は夫が強くなっている。

### 解決に向けた働きかけ

虐待者の相談に十分のつた。虐待者の気持ちの理解に努めた。介護サービスの利用を勧めた。見守りを行った。

### 虐待してしまった家族の状況

年齢：50歳代後半  
続柄：夫

他県より引っ越してきたばかりで、知人も少なく、妻の介護を自分一人で背負っていた。

### 具体的な対応

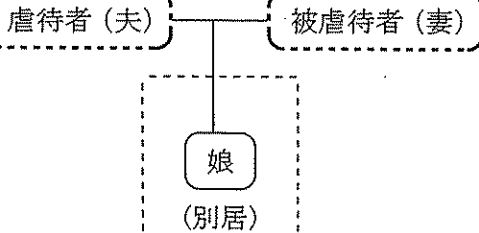
- 本人へ→地域包括支援センター職員及び保健師が訪問し、本人の話を十分に聞いた。
- 家族へ→町職員の支援により介護サービスを導入し、夫による介護を支援した。また、夫が気軽に相談できる場を確保し、ストレスの軽減に努めた。
- 地域へ→関係者によるケース会議を実施し、関係機関の情報の共有と支援の方向性を確認した。また、近隣住民に対し、継続的な見守りを依頼した。

### その他の家族の状況

別居の娘は、両親の様子を気にしているが、同居や介護支援には踏み込めずにいる。

### その後の経過

その後、近隣住民からも虐待を疑うような連絡はない。現在は夫とともに、夫婦での施設入所も検討している。



### 虐待の内容

見えないところを中心に、つねる、叩くなどの暴力を振るう。「汚い、死んじまえ」などの暴言を吐く。

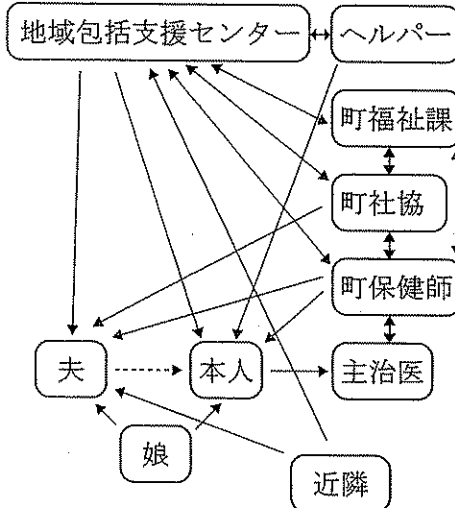
### 最初に虐待と判断された状況(サイン等)

近隣住民により地域包括支援センターに通報があり、訪問調査を行ったところ、身体にあざや、つねった跡を発見した。

### 想定される虐待の要因

- 虐待された高齢者側の要因  
言い争いの絶えなかった過去の夫婦関係に加え、生活の全てにおいて援助が必要な状況に対する苛立ちがある。
- 虐待してしまった家族側の要因  
過去の夫婦関係に加え、知らない土地で相談相手もない中での介護により、ストレスが蓄積し、行き場のない怒りの矛先が本人に向かった。

### 関係機関関連図



### 評価(解決・緩和のポイント 課題等)

地域包括支援センター職員や町保健師の訪問により、夫も気軽に相談できる相手が見つかり、精神的な安定が図れた。また今後は、地域の見守り体制を強化する中で、夫が孤立化することなく介護ができるよう、介護者の会等への参加機会の確保や地域の継続的な支援が求められる。夫自身の生き方について、経済面も含めて共に考えていける場が必要である。



# 關係資料

(関係資料)

高齢者虐待防止法の特徴と市町村の役割

(H18.7.21 厚労省研修会資料)

特徴1

虐待防止行政の主たる担い手として住民に身近な市町村を位置づける

- 虐待の防止及び虐待を受けた高齢者の保護のための高齢者及び養護者に対して相談・指導・助言(法6条)
- 養護者の負担軽減のための相談・指導・助言その他必要な措置(法14条第1項)
- 当該高齢者の安全確認、事実確認のための措置及び市町村と連携協力する者(高齢者虐待対応協力者)との対応策の協議(法9条第1項)
- 高齢者の生命・身体に重大な危険が生じているおそれがあるときは、地域包括支援センター職員その他高齢者の福祉に関する事務に従事する職員に対し、当該高齢者の住所または居所に立ち入り、必要な調査または質問をさせることができる(法11条)必要に応じ警察署長に対し援助を求めることができる(法12条)
- 生命または身体に重大な危険が生じているおそれがあると認められる高齢者を一時的に保護するため準則にショートステイ、特別養護老人ホーム等へ入所させるなどの措置(法9条第2項)
- 被虐待高齢者へ老人福祉法の規定による措置を採るために必要な居室の確保(法10条)
- 養護者の心身の状態に照らしてその養護の負担の軽減を図るため緊急の必要があると認める場合に高齢者が短期間養護を受けるために必要となる居室を確保するための措置(法14条第2項)

特徴2

高齢者虐待の早期発見・早期対応を主眼とし、早期発見の仕組みを整備

○家庭における虐待

高齢者虐待を発見した者による市町村への通報義務(法7条)

①高齢者の生命または身体に重大な危険が生じている場合→義務

②上記①以外の場合 →努力義務

○施設等による虐待

施設等の職員による市町村への通報義務(法21条)

①業務に従事している施設等で虐待を受けた高齢者を見つけた場合→義務

②①以外の場合で、高齢者の生命または身体に重大な危険が生じている→義務

高齢者の生命または身体に重大な危険が生じていない

→努力義務

○高齢者の福祉に業務上または職務上関係ある者に対し、高齢者虐待を発見しやすい立場を自覚し、早期発見に努めなければならないと規定(法5条)

特徴3

市町村に立入調査権限を認める(法11条)

○同居者が拒否していても事実確認をすることができる法的根拠を与えた。

市町村の立入調査・質問に対する妨害行為には刑事罰を規定(法30条)

<留意点>

- ・立入調査が必要な根拠を明確にする
- ・犯罪捜査を目的としたものではない
- ・必要に応じ警察との連携
- ・立入調査の際の事態を想定した準備や調査後の手立てや見直し

特徴4

養護者への支援を重視

○虐待防止のための養護者への相談・指導・助言(法6条)

養護者の負担軽減のための相談・指導・助言等の必要な措置

養護の負担の軽減を図るため、緊急の必要があると認める場合に高齢者が短期間

養護を受けるために必要となる居室を確保するための措置(法14条第2項)



## 様式

- 地域包括支援センターの相談受付票
- 市町村立ち入り調査証票
- 警察への援助依頼書
- 情報共有シートの例
- 養介護施設従事者等による高齢者虐待報告書

## 関係法令等

- 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律
- 老人福祉法(一部抜粋)
- 後見登記等に関する法律(一部抜粋)
- 民法(一部抜粋)
- 社会福祉法
- 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(一部抜粋)
- 老人ホームへの入所措置等の指針について
- 介護サービス計画書の様式及び課題分析標準項目の提示について(一部抜粋)
- 平成12年度以降の「やむを得ない事由による措置」の取り扱いについて  
(課長会議資料)
- 「やむを得ない事由による措置」について

地域包括支援センターの相談受付票

利用者基本情報（表面）

例

作成担当者：

<<基本情報>>

相談日	年 月 日 ( )	来所・電話 その他 ( )	初回 再来(前 / )	
本人の状況	在宅・入院又は入所中 ( )			
フガナ 本人氏名		男・女	M・T・S 年 月 日生 ( ) 歳	
住所			Tel: ( ) fax: ( )	
日常生活 自立度	障害高齢者の日常生活自立度	自立・J1・J2・A1・A2・B1・B2・C1・C2		
	認知症高齢者の日常生活自立度	自立・I・IIa・IIb・IIIa・IIIb・IV・M		
認定情報	非該当・要支1・要支2・要介1・要介2・要介3・要介4・要介5 有効期限： 年 月 日～ 年 月 日 (前回の介護度 )			
障害等認定	身障 ( )、療育 ( )、精神 ( )、難病 ( )、・・・ ( )			
本人の 住居環境	自宅・借家・一戸建て・集合住宅・自室の有無 ( ) 階、住宅改修の有無			
経済環境	国民年金・厚生年金・障害年金・生活保護・・・			
来所者 (相談者)			家族構成 ◎=本人、○=女性、□=男性 ●=死亡、☆=キーパーソン 主介護者に「主」 副介護者に「副」 (同居家族は○で囲む)	
住所 連絡先	続柄			
緊急連絡先	氏名	続柄		住所・連絡先
		家族構成	家族関係等の状況	

<<相談内容と対応>>

相談経路	〇〇からの紹介		
相談内容			
他機関での相談状況			
対 応	緊急・通常・継続 ( 回目 ) ・情報提供のみ・終了		
	支援計画 (概要)		
	相談継続	つなぎ先：	担当者：
	相談継続	内容：	
	相談継続	日時： 年 月 日 ( ) 時 / TEL・FAX・Mail	
モニタリ ング	次回予約日：あり 月 日 ( ) 時 / なし 担当：		
	不要		
	必要 → 年 月 日頃：確認先[福祉保健センター] 1～2ヶ月後		

## 利用者基本情報（裏面）

例

《介護予防に関する事項》

今までの生活				
現在の生活状況 (どんな暮らしを送っているか)	1日の生活・すごし方			趣味・楽しみ・特技
	時間	本人	介護者・家族	友人・地域との関係

《現病歴・既往歴と経過》（新しいものから書く・現在の状況に関連するものは必ず書く）

年月日	病名	医療機関・医師名 (主治医・意見作成者に☆)			経過	治療中の場合は内容
年 月 日				Tel	治療中 経観中 その他	
年 月 日				Tel	治療中 経観中 その他	
年 月 日				Tel	治療中 経観中 その他	
年 月 日				Tel	治療中 経観中 その他	

《現在利用しているサービス》

公的サービス	非公的サービス

地域包括支援センターが行う事業の実施に当たり、利用者の状況を把握する必要があるときは、要介護認定・要支援認定に係る調査内容、介護認定審査会による判定結果・意見、及び主治医意見書と同様に、利用者基本情報、支援・対応経過シート、アセスメントシート等の個人に関する記録を、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、介護保険施設、主治医その他本事業の実施に必要な範囲で関係するものに提示することに同意します

平成 年 月 日 氏名 印

支援・対応経過シート

例

年月日	対応	対応者

(表)

証 票	
第 号	年 月 日 交付
所 属 氏 名	
<p>上記の者は、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律第 11 条の規定による、立入調査を行う職員であることを証明する。</p>	
市 町 村 長 名	市町村 長 印

(裏)

高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律  
(通報等を受けた場合の措置)

第九条 市町村は、第七条第一項若しくは第二項の規定による通報又は高齢者からの養護者による高齢者虐待を受けた旨の届出を受けたときは、速やかに、当該高齢者の安全の確認その他当該通報又は届出に係る事実の確認のための措置を講ずるとともに、第十六条の規定により当該市町村と連携協力する者（以下「高齢者虐待対応協力者」という。）とその対応について協議を行うものとする。

2 市町村又は市町村長は、第七条第一項若しくは第二項の規定による通報又は前項に規定する届出があった場合には、当該通報又は届出に係る高齢者に対する養護者による高齢者虐待の防止及び当該高齢者の保護が図られるよう、養護者による高齢者虐待により生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認められる高齢者を一時的に保護するため迅速に老人福祉法第二十条の三に規定する老人短期入所施設等に入所させる等、適切に、同法第十条の四第一項若しくは第十一条第一項の規定による措置を講じ、又は、適切に、同法第三十二条の規定により審判の請求をするものとする。

(立入調査)

第十一条 市町村長は、養護者による高齢者虐待により高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認めるときは、介護保険法第一百五十五条の三十九第二項の規定により設置する地域包括支援センターの職員その他の高齢者の福祉に関する事務に従事する職員をして、当該高齢者の住所又は居所に立ち入り、必要な調査又は質問をさせることができる。

2 前項の規定による立入り及び調査又は質問を行う場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入り及び調査又は質問を行う権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(日本工業規格 A 列 7 番)

警察への援助依頼様式

第 号  
高年齢者虐待事案に係る援助依頼書  
年 月 日

〇 〇 警察署長 殿

〇 〇 市(町、村)長 印

高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律第12条第1項及び同条第2項の規定により、次のとおり援助を依頼します。

依頼事項	日 時	年 月 日 時 分 ~ 時 分
	場 所	
	援助方法	<input type="checkbox"/> 調査の立会い <input type="checkbox"/> 周辺での待機 <input type="checkbox"/> その他 ( )
高 齢 者	(ふりがな) 氏 名	<input type="checkbox"/> 男 ・ <input type="checkbox"/> 女
	生年月日	年 月 日生 ( 歳)
	住 所	<input type="checkbox"/> 上記援助依頼場所に同じ <input type="checkbox"/> その他 ( )
	電 話	( ) - 番
	職 業 等	
養 護 者	(ふりがな) 氏 名	<input type="checkbox"/> 男 ・ <input type="checkbox"/> 女
	生年月日	年 月 日生 ( 歳)
	住 所	<input type="checkbox"/> 上記援助依頼場所に同じ <input type="checkbox"/> その他 ( )
	電 話	( ) - 番
	職 業 等	
等 関 係	高齢者との関係	<input type="checkbox"/> 配偶者 <input type="checkbox"/> 子 <input type="checkbox"/> 子の配偶者 <input type="checkbox"/> 孫 <input type="checkbox"/> その他親族 ( ) <input type="checkbox"/> その他 ( )
虐 待 の 状 況	行為類型	<input type="checkbox"/> 身体的虐待 <input type="checkbox"/> 養護の著しい怠り <input type="checkbox"/> 心理的虐待 <input type="checkbox"/> 性的虐待 <input type="checkbox"/> 経済的虐待
	虐待の内容	
高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じていると認める理由		
警察の援助を必要とする理由		
担 当 者 ・ 連 絡 先	所属・役職	氏名
	電話 ( ) - 番 携帯電話 - 番	内線 番

情報共有シートの例（国分寺市）

様式⑦-2

事例概要（虐待・不適切）

記載者：

相談期間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日	情報収集日	平成 年 月 日
相談経路	1 本人 2 家族（続柄： ） 3 地域型在支 4 民生委員 5 ケアマネジャー 6 サービス提供事業者（種別： ） 7 近隣住民等（ ） 8 医療機関 9 その他（ ）		

【基本属性】

イニシャル	・	年齢	歳	性別		被保険者番号
居所	1 自宅 2 病院 3 施設（種別： ） 4 その他（ ）					
主疾患	1 一般 2 認知症 3 精神疾患（疑い含む） 4 難病（ ）					
日常生活自立度	・ 障害手帳 無・有（種別： ）					
介護認定	要介護（ ）・要支援・非該当・未申請・申請中（ 月 日）・申請予定					
利用サービス	介護保険					
	一般福祉サービス					

【世帯構成】

A 高齢者世帯	構成図
1 独居 2 配偶者のみ 3 その他（ ）	
B 高齢者を含む世帯	
C その他の世帯	
1 独居 2 配偶者のみ 3 その他（ ）	

【生活歴】

【本人の意思表示】

--	--

【経済状況】

【社会との交流】

負担感 無・有	
---------	--

【関与している家族等の状況】

イニシャル	・	続柄	1 配偶者 2 息子 3 娘 4 息子の配偶者 5 娘の配偶者 6 実兄弟 7 実姉妹
年齢	歳		8 義兄弟 9 義姉妹 10 孫 11 その他（ ）
介護への関与の程度	1 主介護者（期間： 年 副介護者：無・有 状況： ）		
	2 補助程度（状況： ） 3 関与なし		
介護負担感	1 無 2 有（ ）		
経済的問題	1 無 2 経済的に自立していない 3 金銭トラブルを抱えている 4 その他（ ）		
疾患・障害等	1 無 2 アルコール依存 3 精神疾患（ ） 4 認知症 5 安定性・統一性 6 その他（ ）		

【不適切な状況の具体的内容】

種類	1 身体的虐待 2 心理的虐待 3 性的虐待 4 経済的虐待 5 介護・世話の放棄・放任 6 虐待とは言い切れないが不適切な状況（ ）
程度	1 生命に関わる危険 2 心身の健康に悪影響 3 対象者本人の意志が無視・軽視 4 その他 5 不明 〔具体的内容〕
発生要因 (複数選択)	1 対象者本人の認知症による言動の混乱 2 対象者本人の身体的自立度の低下 3 対象者本人の性格や人格 4 対象者本人の嗜好・癖等(アルコール等) 5 関与している家族等の性格や人格 6 関与している家族等の障害、疾患、依存等 7 介護に対する家族等周囲の無理解、非協力 8 関与している家族等の介護疲れ 9 介護に関する知識・情報の不足 10 両者のこれまでの人間関係 11 経済的困窮 12 介護サービスの不適合 13 その他（ ） 〔具体的な背景等〕

【対応等】

連携機関	1 基幹型在支 2 地域型在支 3 保健所 4 保健センター 5 福祉事務所（ ）課 6 ケアマネジャー 7 サービス提供事業者(種別： ) 8 民生委員 9 医療機関 10 警察・消防 11 その他（ ）	
結果	1 終了	ア) 分離 イ) 在宅サービス導入等 ウ) 家族支援・家族関係調整 工) 死亡 オ) その他 状況：
	2 継続	状況：
	3 その他	状況：
措置の適用	無・有・検討中(理由： )	
後見申立	無・有・検討中(状況： )	

【課題】

--



(表 面)

報告年月日 年 月 日

養介護施設従事者等による高齢者虐待報告書

山梨県知事 殿

市町村長名 \_\_\_\_\_

高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律第22条第1項の規定に基づき、次のとおり報告します。

本件について当市町村において事実確認を行った結果、次の事案に該当します。

- 養介護施設従業者等による高齢者虐待の事実が認められた。
- 特に下記の理由により、悪質なケースと判断したため、県の迅速な対応を行う必要がある。
- 更に県と共同して事実の確認を行う必要がある。

(理由)

1 養介護施設等の名称、所在地及びサービス種別

名 称			
サービス種別	(事業者番号)		
所在地			
T E L		F A X	

2 養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けた又は受けたとと思われる高齢者の性別、年齢及び要介護度その他の心身の状況

性 別	男 ・ 女	年 齢	
介 護 度	要支援( ) 要介護( ) その他		
心身の状況			

(裏 面)

3 虐待の種類、内容及び発生要因

虐待の種別	<input type="checkbox"/> 身体的虐待 <input type="checkbox"/> 介護・世話の放棄・放任 <input type="checkbox"/> 心理的虐待 <input type="checkbox"/> 性的虐待 <input type="checkbox"/> 経済的虐待 <input type="checkbox"/> その他 ( )
虐待の内容	
発生要因	

4 虐待を行った養介護施設従事者等の氏名、生年月日及び職種

氏 名	
生年月日	年 月 日
職 種 ( 資格 )	

5 市町村が行った対応

- 施設等に対する指導
- 施設等からの改善計画の提出依頼
- 虐待を行った養介護施設従事者への注意・指導
- (主として地域密着型サービスについて) 介護保険法の規定に基づく勧告・命令・取消し処分
- その他(具体的に記載すること)

--

6 虐待を行った養介護施設等において改善措置が行われている場合にはその内容

- 施設等から改善計画の提出
- 介護保険法の規定に基づく勧告・命令等への対応
- その他(具体的に記載すること)

--

担当課名 (TEL)	-	担当者職氏名	
---------------	---	--------	--

(注) この報告書は、毎月、翌月の10日までに、管轄の山梨県保健福祉事務所へ提出してください。

○ 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律

平成17年11月9日  
法律第124号

目次

- 第1章 総則（第1条—第5条）
- 第2章 養護者による高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等（第6条—第19条）
- 第3章 養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止等（第20条—第25条）
- 第4章 雑則（第26条—第28条）
- 第5章 罰則（第29条・第30条）
- 附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この法律は、高齢者に対する虐待が深刻な状況にあり、高齢者の尊厳の保持にとって高齢者に対する虐待を防止することが極めて重要であること等にかんがみ、高齢者虐待の防止等に関する国等の責務、高齢者虐待を受けた高齢者に対する保護のための措置、養護者の負担の軽減を図ること等の養護者に対する養護者による高齢者虐待の防止に資する支援（以下「養護者に対する支援」という。）のための措置等を定めることにより、高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、もって高齢者の権利利益の擁護に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この法律において「高齢者」とは、65歳以上の者をいう。

2 この法律において「養護者」とは、高齢者を現に養護する者であつて養介護施設従事者等（第5項第1号の施設の業務に従事する者及び同項第2号の事業において業務に従事する者をいう。以下同じ。）以外のものをいう。

3 この法律において「高齢者虐待」とは、養護者による高齢者虐待及び養介護施設従事者等による高齢者虐待をいう。

4 この法律において「養護者による高齢者虐待」とは、次のいずれかに該当する行為をいう。

一 養護者がその養護する高齢者について行う次に掲げる行為

イ 高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。

ロ 高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、養護者以外の同居人によるイ、ハ又はニに掲げる行為と同様の行為の放置等養護を著しく怠ること。

ハ 高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

ニ 高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。

二 養護者又は高齢者の親族が当該高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。

5 この法律において「養介護施設従事者等による高齢者虐待」とは、次のいずれかに該当する行為をいう。

- 一 老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第 5 条の 3 に規定する老人福祉施設若しくは同法第 29 条第 1 項に規定する有料老人ホーム又は介護保険法（平成 9 年法律 123 号）第 8 条第 20 項に規定する地域密着型介護老人福祉施設、同条第 24 項に規定する介護老人福祉施設、同条第 25 項に規定する介護老人保健施設、同条第 26 項に規定する介護療養型医療施設若しくは同法第 115 条の 39 第 1 項に規定する地域包括支援センター（以下「養介護施設」という。）の業務に従事する者が、当該養介護施設に入所し、その他当該養介護施設を利用する高齢者について行う次に掲げる行為
  - イ 高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
  - ロ 高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置その他の高齢者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。
  - ハ 高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
  - ニ 高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。
  - ホ 高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。
- 二 老人福祉法第五条の二第一項に規定する老人居宅生活支援事業又は介護保険法第 8 条第 1 項に規定する居宅サービス事業、同条第 14 項に規定する地域密着型サービス事業、同条第 21 項に規定する居宅介護支援事業、同法第 8 条の 2 第 1 項に規定する介護予防サービス事業、同条第 14 項に規定する地域密着型介護予防サービス事業若しくは同条第 18 項に規定する介護予防支援事業（以下「養介護事業」という。）において業務に従事する者が、当該養介護事業に係るサービスの提供を受ける高齢者について行う前号イからホまでに掲げる行為

（国及び地方公共団体の責務等）

- 第 3 条 国及び地方公共団体は、高齢者虐待の防止、高齢者虐待を受けた高齢者の迅速かつ適切な保護及び適切な養護者に対する支援を行うため、関係省庁相互間その他関係機関及び民間団体の間の連携の強化、民間団体の支援その他必要な体制の整備に努めなければならない。
- 2 国及び地方公共団体は、高齢者虐待の防止及び高齢者虐待を受けた高齢者の保護並びに養護者に対する支援が専門的知識に基づき適切に行われるよう、これらの職務に携わる専門的な人材の確保及び資質の向上を図るため、関係機関の職員の研修等必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
  - 3 国及び地方公共団体は、高齢者虐待の防止及び高齢者虐待を受けた高齢者の保護に資するため、高齢者虐待に係る通報義務、人権侵犯事件に係る救済制度等について必要な広報その他の啓発活動を行うものとする。

（国民の責務）

- 第 4 条 国民は、高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等の重要性に関する理解を深めるとともに、国又は地方公共団体が講ずる高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等のための施策に協力するよう努めなければならない。

（高齢者虐待の早期発見等）

- 第 5 条 養介護施設、病院、保健所その他高齢者の福祉に業務上関係のある団体及び養介護施設従事者等、医師、保健師、弁護士その他高齢者の福祉に職務上関係のある者は、

高齢者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、高齢者虐待の早期発見に努めなければならない。

- 2 前項に規定する者は、国及び地方公共団体が講ずる高齢者虐待の防止のための啓発活動及び高齢者虐待を受けた高齢者の保護のための施策に協力するよう努めなければならない。

## 第2章 養護者による高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等 (相談、指導及び助言)

第6条 市町村は、養護者による高齢者虐待の防止及び養護者による高齢者虐待を受けた高齢者の保護のため、高齢者及び養護者に対して、相談、指導及び助言を行うものとする。

### (養護者による高齢者虐待に係る通報等)

第7条 養護者による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、当該高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じている場合は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。

- 2 前項に定める場合のほか、養護者による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、速やかに、これを市町村に通報するよう努めなければならない。
- 3 刑法（明治40年法律第45号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定による通報をすることを妨げるものと解釈してはならない。

第8条 市町村が前条第1項若しくは第2項の規定による通報又は次条第1項に規定する届出を受けた場合においては、当該通報又は届出を受けた市町村の職員は、その職務上知り得た事項であつて当該通報又は届出をした者を特定させるものを漏らしてはならない。

### (通報等を受けた場合の措置)

第9条 市町村は、第7条第1項若しくは第2項の規定による通報又は高齢者からの養護者による高齢者虐待を受けた旨の届出を受けたときは、速やかに、当該高齢者の安全の確認その他当該通報又は届出に係る事実の確認のための措置を講ずるとともに、第16条の規定により当該市町村と連携協力する者（以下「高齢者虐待対応協力者」という。）とその対応について協議を行うものとする。

- 2 市町村又は市町村長は、第7条第1項若しくは第2項の規定による通報又は前項に規定する届出があつた場合には、当該通報又は届出に係る高齢者に対する養護者による高齢者虐待の防止及び当該高齢者の保護が図られるよう、養護者による高齢者虐待により生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認められる高齢者を一時的に保護するため迅速に老人福祉法第20条の3に規定する老人短期入所施設等に入所させる等、適切に、同法第10条の4第1項若しくは第11条第1項の規定による措置を講じ、又は、適切に、同法第32条の規定により審判の請求をするものとする。

### (居室の確保)

第10条 市町村は、養護者による高齢者虐待を受けた高齢者について老人福祉法第10条の4第1項第3号又は第11条第1項第1号若しくは第2号の規定による措置を採るために必要な居室を確保するための措置を講ずるものとする。

(立入調査)

第11条 市町村長は、養護者による高齢者虐待により高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認めるときは、介護保険法第115条の39第2項の規定により設置する地域包括支援センターの職員その他の高齢者の福祉に関する事務に従事する職員をして、当該高齢者の住所又は居所に立ち入り、必要な調査又は質問をさせることができる。

2 前項の規定による立入り及び調査又は質問を行う場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入り及び調査又は質問を行う権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(警察署長に対する援助要請等)

第12条 市町村長は、前条第1項の規定による立入り及び調査又は質問をさせようとする場合において、これらの職務の執行に際し必要があると認めるときは、当該高齢者の住所又は居所の所在地を管轄する警察署長に対し援助を求めすることができる。

2 市町村長は、高齢者の生命又は身体の安全の確保に万全を期する観点から、必要に応じ適切に、前項の規定により警察署長に対し援助を求めなければならない。

3 警察署長は、第1項の規定による援助の求めを受けた場合において、高齢者の生命又は身体の安全を確保するため必要と認めるときは、速やかに、所属の警察官に、同項の職務の執行を援助するために必要な警察官職務執行法(昭和23年法律第136号)その他の法令の定めるところによる措置を講じさせるよう努めなければならない。

(面会の制限)

第13条 養護者による高齢者虐待を受けた高齢者について老人福祉法第11条第1項第2号又は第3号の措置が採られた場合においては、市町村長又は当該措置に係る養介護施設の長は、養護者による高齢者虐待の防止及び当該高齢者の保護の観点から、当該養護者による高齢者虐待を行った養護者について当該高齢者との面会を制限することができる。

(養護者の支援)

第14条 市町村は、第6条に規定するもののほか、養護者の負担の軽減のため、養護者に対する相談、指導及び助言その他必要な措置を講ずるものとする。

2 市町村は、前項の措置として、養護者の心身の状態に照らしその養護の負担の軽減を図るため緊急の必要があると認めるときは、高齢者が短期間養護を受けるために必要となる居室を確保するための措置を講ずるものとする。

(専門的に従事する職員の確保)

第15条 市町村は、養護者による高齢者虐待の防止、養護者による高齢者虐待を受けた高齢者の保護及び養護者に対する支援を適切に実施するために、これらの事務に専門的に従事する職員を確保するよう努めなければならない。

(連携協力体制)

第16条 市町村は、養護者による高齢者虐待の防止、養護者による高齢者虐待を受けた高齢者の保護及び養護者に対する支援を適切に実施するため、老人福祉法第20条の7の

2 第1項に規定する老人介護支援センター、介護保険法第115条の39第3項の規定により設置された地域包括支援センターその他関係機関、民間団体等との連携協力体制を整備しなければならない。この場合において、養護者による高齢者虐待にいつでも迅速に対応することができるよう、特に配慮しなければならない。

#### (事務の委託)

第17条 市町村は、高齢者虐待対応協力者のうち適当と認められるものに、第6条の規定による相談、指導及び助言、第7条第1項若しくは第2項の規定による通報又は第9条第1項に規定する届出の受理、同項の規定による高齢者の安全の確認その他通報又は届出に係る事実の確認のための措置並びに第14条第1項の規定による養護者の負担の軽減のための措置に関する事務の全部又は一部を委託することができる。

2 前項の規定による委託を受けた高齢者虐待対応協力者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者は、正当な理由なしに、その委託を受けた事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

3 第1項の規定により第7条第1項若しくは第2項の規定による通報又は第9条第1項に規定する届出の受理に関する事務の委託を受けた高齢者虐待対応協力者が第7条第1項若しくは第2項の規定による通報又は第9条第1項に規定する届出を受けた場合には、当該通報又は届出を受けた高齢者虐待対応協力者又はその役員若しくは職員は、その職務上知り得た事項であつて当該通報又は届出をした者を特定させるものを漏らしてはならない。

#### (周知)

第18条 市町村は、養護者による高齢者虐待の防止、第7条第1項若しくは第2項の規定による通報又は第9条第1項に規定する届出の受理、養護者による高齢者虐待を受けた高齢者の保護、養護者に対する支援等に関する事務についての窓口となる部局及び高齢者虐待対応協力者の名称を明示すること等により、当該部局及び高齢者虐待対応協力者を周知させなければならない。

#### (都道府県の援助等)

第19条 都道府県は、この章の規定により市町村が行う措置の実施に関し、市町村相互間の連絡調整、市町村に対する情報の提供その他必要な援助を行うものとする。

2 都道府県は、この章の規定により市町村が行う措置の適切な実施を確保するため必要があると認めるときは、市町村に対し、必要な助言を行うことができる。

### 第3章 養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止等

#### (養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止等のための措置)

第20条 養介護施設の設置者又は養介護事業を行う者は、養介護施設従事者等の研修の実施、当該養介護施設に入所し、その他当該養介護施設を利用し、又は当該養介護事業に係るサービスの提供を受ける高齢者及びその家族からの苦情の処理の体制の整備その他の養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止等のための措置を講ずるものとする。

#### (養介護施設従事者等による高齢者虐待に係る通報等)

第21条 養介護施設従事者等は、当該養介護施設従事者等がその業務に従事している養介護施設又は養介護事業（当該養介護施設の設置者若しくは当該養介護事業を行う者が設置する養介護施設又はこれらの者が行う養介護事業を含む。）において業務に従事する

養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。

- 2 前項に定める場合のほか、養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、当該高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じている場合は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。
- 3 前2項に定める場合のほか、養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、速やかに、これを市町村に通報するよう努めなければならない。
- 4 養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けた高齢者は、その旨を市町村に届け出ることができる。
- 5 第18条の規定は、第1項から第3項までの規定による通報又は前項の規定による届出の受理に関する事務を担当する部局の周知について準用する。
- 6 刑法の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、第1項から第3項までの規定による通報（虚偽であるもの及び過失によるものを除く。次項において同じ。）をすることを妨げるものと解釈してはならない。
- 7 養介護施設従事者等は、第一項から第三項までの規定による通報をしたことを理由として、解雇その他不利益な取扱いを受けない。

第22条 市町村は、前条第1項から第3項までの規定による通報又は同条第4項の規定による届出を受けたときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該通報又は届出に係る養介護施設従事者等による高齢者虐待に関する事項を、当該養介護施設従事者等による高齢者虐待に係る養介護施設又は当該養介護施設従事者等による高齢者虐待に係る養介護事業の事業所の所在地の都道府県に報告しなければならない。

- 2 前項の規定は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市及び同法第252条の22第1項の中核市については、厚生労働省令で定める場合を除き、適用しない。

第23条 市町村が第21条第1項から第3項までの規定による通報又は同条第4項の規定による届出を受けた場合においては、当該通報又は届出を受けた市町村の職員は、その職務上知り得た事項であつて当該通報又は届出をした者を特定させるものを漏らしてはならない。都道府県が前条第1項の規定による報告を受けた場合における当該報告を受けた都道府県の職員についても、同様とする。

（通報等を受けた場合の措置）

第24条 市町村が第21条第1項から第3項までの規定による通報若しくは同条第4項の規定による届出を受け、又は都道府県が第22条第1項の規定による報告を受けたときは、市町村長又は都道府県知事は、養介護施設の業務又は養介護事業の適正な運営を確保することにより、当該通報又は届出に係る高齢者に対する養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止及び当該高齢者の保護を図るため、老人福祉法又は介護保険法の規定による権限を適切に行使するものとする。

（公表）

第25条 都道府県知事は、毎年度、養介護施設従事者等による高齢者虐待の状況、養介護施設従事者等による高齢者虐待があった場合にとつた措置その他厚生労働省令で定める事項を公表するものとする。



## 第4章 雑則

### (調査研究)

第二十六条 国は、高齢者虐待の事例の分析を行うとともに、高齢者虐待があった場合の適切な対応方法、高齢者に対する適切な養護の方法その他の高齢者虐待の防止、高齢者虐待を受けた高齢者の保護及び養護者に対する支援に資する事項について調査及び研究を行うものとする。

### (財産上の不当取引による被害の防止等)

第27条 市町村は、養護者、高齢者の親族又は養介護施設従事者等以外の者が不当に財産上の利益を得る目的で高齢者を行う取引（以下「財産上の不当取引」という。）による高齢者の被害について、相談に応じ、若しくは消費生活に関する業務を担当する部局その他の関係機関を紹介し、又は高齢者虐待対応協力者に、財産上の不当取引による高齢者の被害に係る相談若しくは関係機関の紹介の実施を委託するものとする。

2 市町村長は、財産上の不当取引の被害を受け、又は受けるおそれのある高齢者について、適切に、老人福祉法第32条の規定により審判の請求をするものとする。

### (成年後見制度の利用促進)

第28条 国及び地方公共団体は、高齢者虐待の防止及び高齢者虐待を受けた高齢者の保護並びに財産上の不当取引による高齢者の被害の防止及び救済を図るため、成年後見制度の周知のための措置、成年後見制度の利用に係る経済的負担の軽減のための措置等を講ずることにより、成年後見制度が広く利用されるようにしなければならない。

## 第5章 罰則

第29条 第17条第2項の規定に違反した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第30条 正当な理由がなく、第11条第1項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは高齢者に答弁をさせず、若しくは虚偽の答弁をさせた者は、30万円以下の罰金に処する。

## 附 則

### (施行期日)

1 この法律は、平成18年4月1日から施行する。

### (検討)

2 高齢者以外の者であって精神上又は身体上の理由により養護を必要とするものに対する虐待の防止等のための制度については、速やかに検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

3 高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等のための制度については、この法律の施行後3年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

○ 老人福祉法（平成18年4月1日施行分を含む。）

〔 昭和38年7月11日  
法律第133号 〕

（居宅における介護等）

第10条の4 市町村は、必要に応じて、次の措置を採ることができる。

- 一 65歳以上の者であつて、身体上又は精神上の障害があるために日常生活を営むのに支障があるものが、やむを得ない事由により介護保険法に規定する訪問介護、夜間対応型訪問介護又は介護予防訪問介護を利用することが著しく困難であると認めるときは、その者につき、政令で定める基準に従い、その者の居宅において第5条の2第2項の厚生労働省令で定める便宜を供与し、又は当該市町村以外の者に当該便宜を供与することを委託すること。
- 二 65歳以上の者であつて、身体上又は精神上の障害があるために日常生活を営むのに支障があるものが、やむを得ない事由により介護保険法に規定する通所介護、認知症対応型通所介護、介護予防通所介護又は介護予防認知症対応型通所介護を利用することが著しく困難であると認めるときは、その者（養護者を含む。）を、政令で定める基準に従い、当該市町村の設置する老人デイサービスセンター若しくは第5条の2第3項の厚生労働省令で定める施設（以下「老人デイサービスセンター等」という。）に通わせ、同項の厚生労働省令で定める便宜を供与し、又は当該市町村以外の者の設置する老人デイサービスセンター等に通わせ、当該便宜を供与することを委託すること。
- 三 65歳以上の者であつて、養護者の疾病その他の理由により、居宅において介護を受けることが一時的に困難となつたものが、やむを得ない事由により介護保険法に規定する短期入所生活介護又は介護予防短期入所生活介護を利用することが著しく困難であると認めるときは、その者を、政令で定める基準に従い、当該市町村の設置する老人短期入所施設若しくは第5条の2第4項の厚生労働省令で定める施設（以下「老人短期入所施設等」という。）に短期間入所させ、養護を行い、又は当該市町村以外の者の設置する老人短期入所施設等に短期間入所させ、養護することを委託すること。
- 四 65歳以上の者であつて、身体上又は精神上の障害があるために日常生活を営むのに支障があるものが、やむを得ない事由により介護保険法に規定する小規模多機能型居宅介護又は介護予防小規模多機能型居宅介護を利用することが著しく困難であると認めるときは、その者につき、政令で定める基準に従い、その者の居宅において、又は第5条の2第5項の厚生労働省令で定めるサービスの拠点に通わせ、若しくは短期間宿泊させ、当該拠点において、同項の厚生労働省令で定める便宜及び機能訓練を供与し、又は当該市町村以外の者に当該便宜及び機能訓練を供与することを委託すること。
- 五 65歳以上の者であつて、認知症（介護保険法第8条第16項に規定する認知症をいう。以下同じ。）であるために日常生活を営むのに支障があるもの（その者の認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者を除く。）が、やむを得ない事由により同法に規定する認知症対応型共同生活介護又は介護予防認知症対応型共同生活介護を利用することが著しく困難であると認めるときは、その者につき、政令で定める基準に従い、第5条の2第6項に規定する住居において入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の援助を行い、又は当該市町村以外の者に当該住居において入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の援助を行うことを委託すること。

(老人ホームへの入所等)

第11条 市町村は、必要に応じて、次の措置を採らなければならない。

- 一 65歳以上の者であつて、環境上の理由及び経済的理由（政令で定めるものに限る。）により居宅において養護を受けることが困難なものを当該市町村の設置する養護老人ホームに入所させ、又は当該市町村以外の者の設置する養護老人ホームに入所を委託すること。
- 二 65歳以上の者であつて、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることが困難なものが、やむを得ない事由により介護保険法に規定する地域密着型介護老人福祉施設又は介護老人福祉施設に入所することが著しく困難であると認めるときは、その者を当該市町村の設置する特別養護老人ホームに入所させ、又は当該市町村以外の者の設置する特別養護老人ホームに入所を委託すること。
- 三 65歳以上の者であつて、養護者がいないか、又は養護者があつてもこれに養護させることが不相当であると認められるものの養護を養護受託者（老人を自己の下に預つて養護することを希望する者であつて、市町村長が適当と認めるものをいう。以下同じ。）のうち政令で定めるものに委託すること。

(審判の請求)

第32条 市町村長は、65歳以上の者につき、その福祉を図るため特に必要があると認めるときは、民法第7条、第11条、第13条第2項、第15条第1項、第17条第1項、第876条の4第1項又は第876条の9第1項に規定する審判の請求をすることができる。

○ 後見登記等に関する法律

〔平成11年12月8日〕  
法律第152号

(趣旨)

第1条 民法（明治29年法律第89号）に規定する後見（後見開始の審判により開始するものに限る。以下同じ。）、保佐及び補助に関する登記並びに任意後見契約に関する法律（平成11年法律第150号）に規定する任意後見契約の登記（以下「後見登記等」と総称する。）については、他の法令に定めるもののほか、この法律の定めるところによる。

○ 民法

〔 明治 29 年 4 月 27 日  
法律第 89 号 〕

(後見開始の審判)

第 7 条 精神上ノ障害ニ因リ事理ヲ弁識スル能力ヲ欠ク常況ニ在ル者ニ付テハ家庭裁判所ハ本人、配偶者、4 親等内ノ親族、未成年後見人、未成年後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人、補助監督人又ハ検察官ノ請求ニ因リ後見開始ノ審判ヲ為スコトヲ得

(保佐開始の審判)

第 11 条 精神上ノ障害ニ因リ事理ヲ弁識スル能力ガ著シク不十分ナル者ニ付テハ家庭裁判所ハ本人、配偶者、四親等内ノ親族、後見人、後見監督人、補助人、補助監督人又ハ検察官ノ請求ニ因リ保佐開始ノ審判ヲ為スコトヲ得但第 7 条ニ定メタル原因アル者ニ付テハ此限ニ在ラズ

(保佐人)

第 11 条ノ 2 保佐開始ノ審判ヲ受ケタル者ハ被保佐人トシテ之ニ保佐人ヲ付ス

(被保佐人の能力の制限)

第 12 条 被保佐人カ左ニ掲ケタル行為ヲ為スニハ其保佐人ノ同意ヲ得ルコトヲ要ス但第 9 条但書ニ定メタル行為ニ付テハ此限ニ在ラズ

一～九 省略

② 家庭裁判所ハ第 11 条本文ニ掲ゲタル者又ハ保佐人若クハ保佐監督人ノ請求ニ因リ被保佐人カ前項ニ掲ケサル行為ヲ為スニモ亦其保佐人ノ同意ヲ得ルコトヲ要スル旨ノ審判ヲ為スコトヲ得 但第 9 条但書ニ定メタル行為ニ付テハ此限ニ在ラズ

③～④ 省略

(補助開始の審判)

第 14 条 精神上ノ障害ニ因リ事理ヲ弁識スル能力ガ不十分ナル者ニ付テハ家庭裁判所ハ本人、配偶者、四親等内ノ親族、後見人、後見監督人、保佐人、保佐監督人又ハ検察官ノ請求ニ因リ補助開始ノ審判ヲ為スコトヲ得但第 7 条又ハ第 11 条本文ニ定メタル原因アル者ニ付テハ此限ニ在ラズ

②～③ 省略

(被補助人の能力の制限)

第 16 条 家庭裁判所ハ第 14 条第 1 項本文ニ掲ゲタル者又ハ補助人若クハ補助監督人ノ請求ニ因リ被補助人ガ特定ノ法律行為ヲ為スニハ其補助人ノ同意ヲ得ルコトヲ要スル旨ノ審判ヲ為スコトヲ得但其同意ヲ得ルコトヲ要スル行為ハ第 12 条第 1 項ニ定メタル行為ノ一部ニ限ル

②～④ 省略

○ 社会福祉法

〔 昭和 26 年 3 月 29 日  
法律第 45 号 〕

(定義)

第 2 条 この法律において「社会福祉事業」とは、第 1 種社会福祉事業及び第 2 種社会福祉事業をいう。

2 次に掲げる事業を第 1 種社会福祉事業とする。

一～七 省略

3 次に掲げる事業を第 2 種社会福祉事業とする。

一～十一 省略

十二 福祉サービス利用援助事業（精神上の理由により日常生活を営むのに支障がある者に対して、無料又は低額な料金で、福祉サービス（前項各号及び前各号の事業において提供されるものに限る。以下この号において同じ。）の利用に関し相談に応じ、及び助言を行い、並びに福祉サービスの提供を受けるために必要な手続又は福祉サービスの利用に要する費用の支払に関する便宜を供与することその他の福祉サービスの適切な利用のための一連の援助を一体的に行う事業をいう。）

十三 省略

○ 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準

〔 平成 11 年 3 月 31 日  
厚生省令第 37 号 〕

(指定訪問介護の具体的取扱方針)

第 23 条 訪問介護員等の行う指定訪問介護の方針は、次に掲げるところによものとする。

一 指定訪問介護の提供に当たっては、次条第一項に規定する訪問介護計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な援助を行う。

二 指定訪問介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。

三 指定訪問介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行う。

四 常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な相談及び助言を行う。

(居宅介護支援事業者等との連携)

第64条 指定訪問看護事業者は、指定訪問看護を提供するに当たっては、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

2 指定訪問看護事業者は、指定訪問看護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、主治の医師及び居宅介護支援事業者に対する情報の提供並びに保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(指定訪問看護の具体的取扱方針)

第68条 看護師等の行う指定訪問看護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

- 一 指定訪問看護の提供に当たっては、主治の医師との密接な連携及び第七十条第一項に規定する訪問看護計画に基づき、利用者の心身の機能の維持回復を図るよう妥当適切に行う。
- 二 指定訪問看護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行う。
- 三 指定訪問看護の提供に当たっては、医学の進歩に対応し、適切な看護技術をもって、これを行う。
- 四 指定訪問看護の提供に当たっては、常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な指導を行う。
- 五 特殊な看護等については、これを行ってはならない。

## ○ 老人ホームへの入所措置等の指針について

昭和 62 年 1 月 31 日  
社老第 8 号 局長通知

### 第一 入所措置の目的

老人福祉法(昭和 33 年法律第 133 号。以下「法」という。)第 11 条の規定による養護老人ホーム等への入所等の措置は、65 歳以上のものであって、身体上又は精神上の障害があるために日常生活を営むのに支障があるものに対して、心身の状況、その置かれている環境、居宅における介護等の措置の可能性等を総合的に勘案して、最も適切なものとして行われるよう努めなければならない。

なお、同条第 1 項第 2 号の規定による特別養護老人ホームへの入所の措置については、やむを得ない事由により介護保険法(平成 9 年法律第 123 号)に規定する介護老人福祉施設に入所することが著しく困難であると認めるときに限られるものであるが、「やむを得ない事由」としては、

- (1) 本人が家族等の虐待又は無視を受けている場合、  
 (2) 認知症その他の理由により意思能力が乏しく、かつ、本人を代理する家族等がない場合  
 等が想定されるものである。

○ 介護サービス計画書の様式及び課題分析標準項目の提示について

平成11年11月12日  
 老企第29号 課長通知

(別紙4) 課題分析標準項目  
 基本情報に関する項目 省略  
 課題分析 (アセスメント) に関する項目

No	標準項目名	項目の主な内容 (例)
10	健康状態	利用者の健康状態 (既往歴、主傷病、症状、痛み等) について記載する項目
11	ADL	ADL (寝返り、起き上がり、移乗、歩行、着衣、入浴、排泄等)
12	IADL	IADL (調理、掃除、買物、金銭管理、服薬状況等) に関する項目
13	認知	日常の意志決定を行うための認知能力の程度に関する項目
14	コミュニケーション能力	意思の伝達、視力、聴力等のコミュニケーションに関する項目
15	社会との関わり	社会との関わり (社会的活動への参加意欲、社会との関わりの変化、喪失感や孤独感等) に関する項目
16	排尿・排便	失禁状況、排尿排泄後の後始末、コントロール方法、頻度などに関する項目
17	じょく瘡・皮膚の問題	じょく瘡の程度、皮膚の清潔状況等に関する項目
18	口腔衛生	歯・口腔内の状態や口腔衛生に関する項目
19	食事摂取	食事摂取 (栄養・食事回数・水分量等) に関する項目
20	問題行動	問題行動 (暴言暴行、徘徊、介護の抵抗、収集癖、火の不始末、不潔行為、異食行動等) に関する項目
21	介護力	利用者の介護力 (介護者の有無、介護者の介護意思、介護負担、主な介護者に関する情報等) に関する項目
22	居住環境	住宅改修の必要性、危険箇所等の現在の居住環境について記載する項目
23	特別な状況	特別な状況 (虐待、ターミナルケア等) に関する項目

○平成12年度以降の「やむを得ない事由による措置」の取り扱いについて

〔 全国介護保険担当課長会議資料より  
平成11年9月17日開催 〕

○ 介護保険施行法による改正後の老人福祉法においては、

- ・ 訪問介護
- ・ 通所介護
- ・ 短期入所生活介護
- ・ 痴呆\*<sup>1</sup>対応型共同生活介護
- ・ 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

について、やむを得ない事由により介護保険給付を利用することが著しく困難であるときは、市町村が措置を採る仕組みを存続させている。（改正後の老人福祉法第10条の4第1項、第11条第1項第2号）

○ これは、やむを得ない事由により、事業者との「契約」による介護サービスの利用やその前提となる市町村に対する要介護認定の「申請」を期待しがたい者に対し、職権をもって介護サービスの提供に結びつける趣旨である。

○ 「やむを得ない事由」の解釈

「やむを得ない事由」としては、

- ① 本人が家族等の虐待又は無視を受けている場合、
- ② 痴呆\*<sup>1</sup>その他の理由により意思能力が乏しく、かつ、本人を代理する家族等がない場合、

などを想定しており、例えば年齢要件から介護保険給付を利用することができない者について「やむを得ない事由」に該当するとして措置を採ることは想定していない。

この要件を満たす場合には、措置の一環として要介護認定と同一の手続きを実施し、やむを得ない事由が次のようなことにより消滅した時点で、措置を解除し、契約に移行することとする。

- ・ 特養に入所すること等により、家族等の虐待又は無視の状況から離脱し、介護サービスの利用に関する「契約」やその前提となる要介護認定の「申請」を行うことができるようになったこと。
- ・ 成年後見制度等に基づき、本人を代理する補助人等を活用することにより、介護サービスの利用に関する「契約」やその前提となる要介護認定の「申請」を行うことができるようになったこと。



○「やむを得ない事由による措置」について

〔 全国介護保険担当課長会議資料より  
平成15年9月8日開催 〕

- 老人福祉法上、市町村は職権による措置（やむを得ない事由による措置）を行うことができることとされているが、介護保険の施行後、こうした措置制度への認識が希薄な市町村が出てきているのではないかとの指摘がある。

一方、要介護高齢者の中には家族から虐待を受けている事例があるとの報道があり、このような場合には、「やむを得ない事由による措置」の実施が求められるところである。

したがって、各都道府県におかれては、管内の市町村に対し、必要な場合には適切に措置を行うよう指導の徹底を図りたい。

なお、一部の市町村において、家族が反対している場合には措置を行うことは困難であるとの誤った見解が示されているが、「やむを得ない事由による措置」は、高齢者本人の福祉を図るために行われるべきものであり、高齢者本人が同意していれば、家族が反対している場合であっても、措置を行うことは可能である。

また、高齢者の年金を家族が本人に渡さないなどにより、高齢者本人が費用負担できない場合でも、「やむを得ない事由による措置」を行うべきときは、まず措置を行うことが必要である。

更に、高齢者本人が指定医の受診を拒んでいるため要介護認定ができない場合でも、「やむを得ない事由による措置」を行うことは可能であるので、これらの諸点について、管内の市町村に周知徹底願いたい。

- 高齢者虐待は、特に痴呆性<sup>\*1</sup>高齢者の権利擁護と密接な関係を有する問題であり、必要に応じて成年後見制度の活用に着目していくための支援が求められる。

各都道府県におかれては、管内の市町村に対して、成年後見等開始審判の市町村長申立制度や、成年後見制度利用支援事業（介護予防・地域支え合い事業のメニュー事業<sup>\*2</sup>）の積極的な活用が図られるよう指導願いたい。

\*1・・・「痴呆」及び「痴呆性」は「認知症」に改められた。

\*2・・・平成18年度からは「地域支援事業の任意事業」と改められる。

# セルフ・ネグレクト(自己放任)を防ごう

一人暮らし・高齢夫婦世帯にやさしいまちづくり

第3回日本高齢者虐待防止学会 大会長 津村 智恵子  
(大阪市立大学医学部看護学科教授)

## はじめに

わが国は世界一の長寿国となり、世界のどの先進国も経験していない本格的な長寿社会に突入しつつある。2015年には戦後のベビーブーム世代が65歳の高齢期に達し、10年後の2025年にはわが国の高齢人口は3,500万人とピークに達する。同時に高齢単身世帯及び高齢夫婦世帯が高齢世帯の7割を占め、特に単身世帯は都市での増加が著しいことが見込まれている。長期に及ぶ経済の低迷は、医療保険も年金もない高齢単身者や高齢夫婦世帯を増やし続けることになる。今後増える都市部高齢者のセルフ・ネグレクト(自己放任)の課題と対処について述べる。

## 1. セルフ・ネグレクト(自己放任)高齢者の定義

わが国では、2003年に厚生労働省補助事業で家庭内における高齢者虐待に関する全国調査が行われた。その際、家庭内での家族・親族等による高齢者虐待については定義されたが、セルフ・ネグレクト(自己放任)については、調査対象としないと言うことで定義の議論はされなかった。2005年11月にわが国初の高齢者虐待防止法が制定され、高齢者虐待の法的な定義がされたが、ここでもセルフ・ネグレクト(自己放任)は取り上げられず、従って定義もされてない。また、現状国内の文献検索ではセルフ・ネグレクト(以降( )内省略)に関する研究論文等も見当たらない。

高齢者虐待防止制度に関する先進国アメリカは、1965年に在宅高齢者の自立支援のために高齢アメリカ人法を制定し、1987年に再認可され高齢者虐待等について定義がなされた。この法に基づく専門的活動等のために全国高齢者虐待資源センターを設けた際、セルフ・ネグレクトを取り上げ「自分自身の健康や安全を脅かすことになる、自分自身に対する不適切な、または怠慢な行為」と定義している。多々良は、「アメリカの全ての州が高齢者虐待を犯罪として捉えている。しかし、セルフ・ネグレクトはどこの州でも適切な保護的サービスは提供しているが、犯罪とはならない。幾つかの州の高齢者虐待に関する法律ではセルフ・ネグレクトについては言及すらしてない」と述べている(多々良, 1994)。

また、セルフ・ネグレクトの訳について、日米両国において高齢者虐待研究に携わってきた多々良は、1987年アメリカの全国高齢者虐待資源センターが定義した自虐/自己放任(self-abuse/self-neglect)の2用語を用いていたが(多々良, 1994)、2001年以降の著書では、セルフ・ネグレクトは自己放任と訳している(多々良, 2004)。海外文献検索の際、自虐(self-abuse)では、用語不適當で検索できず、セルフ・ネグレクトで検索すると抽出可能であった。これよりセルフ・ネグレクトは海外で一般的に用いられているが、論文数も少なく研究途上にあるといえる。アメリカの全国高齢者虐待資源センターの定義をより平易にした大阪の高齢者虐待防止研究会の定義(津村他 2004)に、検討できた海外6文献の定義をふまえて下線部分を追加して「セルフ・ネグレクトとは、高齢者が通常一人の人として生活において当然行うべき行為を行わない、あるいは行う能力がないことから、自己の心身の安全や健康が脅かされる状態に陥ること」と修正することで、ここでのセルフ・ネグレクトの定義とし用いる。

## 2. セルフ・ネグレクトの発生因子、サイン、判断と介入

### 1) セルフ・ネグレクトの発生因子とサイン

主要な発生因子は、全米家庭内暴力防止センターのセルフ・ネグレクトの発生率研究 (NEAIS, Elder Abuse Task Force, News Letter 2001) 及び、アメリカの地域メンタルヘルスワーカー達のアセスメント (Morgan, 1998) から次の 7 因子に分けられる。

①認知症 ②疾病、栄養失調、過剰な服薬 ③うつ、自殺念慮 ④薬物虐待 ⑤貧困 ⑥孤立  
⑦精神疾患に伴う症状

セルフ・ネグレクトのサインは、全米家庭内暴力防止センター (NCFV, Self-neglect by Older Adult, ホームページ 2005) 掲載資料及び、海外文献をふまえた多々良のセルフ・ネグレクト (多々良, 2004) を基に整理すると主たるサインは 12 兆候ある。

①必要な医療や介護サービスを受けてない、拒否 ②脱水、栄養失調 (食事や水分摂取が不十分)  
③高熱 (例外的に低体温) ④極端な身体の汚れ・不潔 (散髪や入浴をしない) ⑤極端な住居の不潔、悪臭、事故発生が予想される危険環境、不潔な生活環境 ⑥不適切な服装、ふさわしくない衣服・衣類 ⑦必要な眼鏡、補聴器、義歯、義足などを持っていない ⑧予期しない、原因のわからない健康状況悪化 ⑨褥創 ⑩服薬拒否、逆に常用薬や誤用薬の過剰内服 ⑪うつ様症状出現 (不安・心気的な訴え、寡黙、閉じこもり、活動性や意欲低下) ⑫近所・地域から孤立 (近所付き合いせず、人の助けを拒否する)

## 2) セルフ・ネグレクトの判断と介入

わが国の高齢者の特徴は、欧米の中でも個人主義の徹底しているアメリカ社会と異なり、依存と気兼ね、世間体を気にし、周囲に委ねて自己主張をしないことである。人権意識の低いわが国の状況をふまえ、大阪の高齢者虐待防止研究会では、人権を守るという観点からセルフ・ネグレクトは見過ごせないという立場を取ってきている。大阪府内市町村等でも、同様な観点から高齢者虐待予防のパンフレットにセルフ・ネグレクトを掲載し、早期発見・早期介入の対象としているところもある。

セルフ・ネグレクト発生因子・兆候の基盤形成には精神疾患に起因するものを除くと高齢者自身の意欲喪失に因るところが大きい。セルフ・ネグレクトの判断は、2003 年に厚生労働省補助事業で家庭内の高齢者虐待に関する全国調査が行われた際の扱いと同じく、「状態」で判断すべきと考える。

多々良は、「個人の選択の自由とか、ライフスタイルの問題だとして、専門職の介入対象ではないとするアメリカの高齢者虐待統計をみると、セルフ・ネグレクトは、他のどのタイプの虐待よりも発生率や専門職の介入回数が多い」と述べている (Tatara, et al. 1998)。アメリカの介入対象外との考え方と矛盾する現実が多いセルフ・ネグレクトへの介入は、倫理的ジレンマを課題として伴うであろうことは予測できる。Simmons は、「患者の自律を重んじることと、セルフ・ネグレクトへの介入には、倫理的ジレンマが必然的に生じてくる」と述べ (Simmons, 1999)、Gustone は、「介入には、看護者が意志決定のための効果的な介入技術の開発が必要であり、それには複雑な意志決定のための組織構築づくりが不可欠である」と述べている (Gustone, 2003)。

上述より、わが国だけでなく、アメリカにおいても人権を守るという立場からセルフ・ネグレクトへの早期発見・介入をせざるを得ない現実が露呈されており、介入における倫理的ジレンマ、意志決定のための効果的な技術の開発がわが国においても急がれる。

## 3. 高齢単独・高齢夫婦世帯と生活保護、野宿生活者

高齢単身世帯、高齢夫婦世帯の数は将来的にも東京、大阪、愛知等の三大都市圏では、一層の加速が予測されている (人口問題研究所「都道府県の将来推計人口」2004)。高齢単身世帯数、高齢夫婦世帯数の増加は、セルフ・ネグレクトの発生因子である孤立、貧困と結びつきやすく、これを裏付ける生活保護世帯の状況をみると、2003 年の高齢者世帯は全生活保護世帯の 46.4% を占め、全生活保護

人員の48.7%は60歳以上の高齢者であり、全生活保護世帯の73.3%を単身世帯が占めている(社会・援護局「被保護者全国一斉調査」2003)。これより、高齢単身世帯、高齢夫婦世帯の経済状態の苦しさを押し量ることができる。因みに大阪市の2003年の生活保護率35.4は全国1位であり、全国一低い富山県の17倍である(総務省統計局, 2003)。また、一部の高齢単身者のセルフ・ネグレクト状態にあたる野宿生活者の数をみると、集中地域は大都市圏の大阪は釜ヶ崎、東京は山谷、名古屋は笹島、横浜は寿町などであり、中でも大阪市は全国で最も多い野宿生活者を抱えていることで有名である。

以上の状況より、大都市圏の貧困層のセルフ・ネグレクト状態予備軍の高齢単身世帯、高齢夫婦世帯の人々が人として生きて、生活できる年金と医療保険の保障、定期的な健康診査・生活指導がなされる必要があり、これへの無策は、将来的に深刻な社会問題に繋がることが予測される。

#### 4. 高齢世帯の犯罪被害、災害、自殺

アメリカの1996年の統計では、在宅高齢者のセルフ・ネグレクト数は、在宅高齢者虐待総数の18.3%(101,000人)を占め(Elder Abuse Task Force, 2001)、他のどのタイプの虐待より専門職の介入回数が多いと記載している。これより、セルフ・ネグレクト状態の高齢者が、健康危機の状態に追い込まれたり、事故や事件・犯罪被害などに巻き込まれたり、自殺に追い込まれるなど、専門職が介入せざるを得ない状況にあることが推測できる。

しかし、わが国では、在宅高齢者のセルフ・ネグレクトの数はいまだ未調査である。そこで、セルフ・ネグレクト状態の進行結果として高齢者絡みの事件・犯罪被害、自殺、介護殺人について、わが国の状況を警察庁「犯罪統計書」でみると、平成10年度及び15年度の振り込め詐欺事件の一つ「オレオレ詐欺」では、65歳以上の高齢者の被害件数は26.5%であり、60歳以上でリフォーム詐欺に遭遇した被害件数は平成9年度～13年度の5年間で全体の51.7%を占めている。次いで身近に発生する災害として火災を消防庁「消防白書」でみると、平成10年度及び15年度の65歳以上高齢者の火災による死者は全火災死の半数を占めている。さらに、高齢者の平成12年度及び16年度の警視庁「自殺統計書」をみると、自殺者は60歳以上が全体の3割以上を占め、自殺原因・動機の第1位は健康問題、2位は経済・生活問題である。高橋は「自殺の危険因子を検討することによってハイリスク者を発見し、さらに個々人の自殺の危険についてもう一步踏み込んで判断できる」と述べている(高橋, 2004)。

以上より、認知症高齢者や健康障害・歩行障害で閉じこもりセルフ・ネグレクト状態におかれた孤独・不安状態にある一人暮らし高齢者や高齢夫婦世帯などが犯罪被害に遭遇、火災で逃げ遅れて焼死、あるいは自殺に追い込まれるなど、貧しい高齢単身世帯・夫婦世帯の老後生活の厳しさが推測できる。これら世帯への実態を把握と並行して、早期対処がセルフ・ネグレクトの発生予防に繋がると考える。

#### 5. 要介護高齢者の介護者と介護殺人

高齢者が高齢者を介護せざるを得ない老々介護が増え続けているが、加藤悦子「介護殺人」掲載の1998年～2003年までの統計では、介護殺人事件の加害者をみると、配偶者が全体の半数弱を占め、配偶者、全体ともに男性は女性の約3倍、肉親の娘・息子が加害者は4割以上あり、年齢では、被害者の6割以上は75歳以上の後期高齢者であり、加害者も60歳以上が6割弱を占めている(加藤, 2005)。また、介護負担による親子・夫婦心中は報道されるものの明確な統計数値は得られにくい。心中事件は、わが国独特の個人ではなく世帯を「個」とみる家意識、価値観がもたらすセルフ・ネグレクトと言える。

上述の介護殺人や親子・夫婦心中は、老々介護による介護負担や、娘・息子が介護すべきとの親戚・

近隣など周囲の心理的重圧と先の見通しのなさが絶望感と疲労、ストレスを増し、孤立状態の介護者が追い詰められ、時に介護殺人や介護心中を引き起こすに至ったものとする。染谷は「高齢者虐待の最も悲惨な形として被介護者の自殺、介護殺人、介護心中などがある。介護されることを苦しめ、生きることを自ら絶つのが自殺である。介護が負担になり、介護者が介護を終焉するために被介護者の命を絶つのが介護殺人である。そして介護者が介護に疲れ、介護を続けることの限界を感じて被介護者をとも連れにするのが介護心中である」と述べている（染谷，2001）。加藤は「介護殺人は高齢者虐待の最も悲惨な状態であり、人権を侵害する虐待の究極的な現象と捉え、基本的人権を侵害するものである」と述べている（加藤，2005）。

介護殺人や介護心中、要介護高齢者の自殺は、介護力のない高齢夫婦・高齢の親と未婚の子世帯などが追い詰められ、経済的困窮も加わって個人あるいは世帯が孤立、セルフ・ネグレクト状態に陥り最後のエネルギーが死への幕引きに使われている。

## 6. セルフ・ネグレクトを防ぐには

高齢の一人暮らし・高齢夫婦等の核家族世帯は今後も増え続けることは明らかであり、これら一人暮らし・高齢夫婦世帯のセルフ・ネグレクトの増加も予測される。しかし、わが国にはセルフ・ネグレクトの定義は現在ない。早急に法的に定義がなされ、国の施策が必要であるが、現段階では、生活保護世帯等経済生活の脆弱な層の一人暮らし・高齢夫婦世帯が急増している都市を中心に一人暮らし・高齢夫婦世帯にやさしいまちづくりを課題にし学会長講演では話す。

### 引用文献

- Gunstone,S(2003) : Risk assessment and management of patients whom self neglect:a 'grey area' for mental health workers,Journal of Psychiatric& Mental Health Nursing,10(3),287-296.
- 加藤悦子 (2005) : 介護殺人 (1), クレス出版, 東京, 7-8.
- 厚生労働省社会・援護局保護課 (2003) : 被保護者全国一斉調査.
- Morgan(1998) : Offers the following definition of self neglect, Journal of Psychiatric& Mental Health Nursing,10(3),287-296.
- National Center on Elder Abuse Incidence Study(2001), Elder Abuse Task Force, News Letter , 2(4).
- National Clearinghouse on Family Violence(2005) : Self neglect by Older Adult,Public Health Agency of Canada <http://www.phac-aspc.gc.ca/ncfv-cnivf/familyviolence/html/age>.
- Paul D.,Simmons,J.,G.O'Brien(1999) : Ethics and Aging: Confronting Abuse and Self-Neglect, Journal of Elder Abuse & Neglect ,11(2),33-54.
- 染谷倭子 (2001) : 家族社会的視点からみた日本の高齢者虐待, 多々良紀夫, 高齢者虐待 (1), 中央法規, 東京, 149-150.
- 高橋祥友 (2004) : 自殺のリスクマネジメント (3), 医学書院, 東京.
- 多々良紀夫, 二宮加鶴香 (1994) : 老人虐待 (1), 筒井書房, 東京, 14.
- Tatara, T. et al.(1998) : The National Elder Abuse Incidence Study. Washington, D.C.\*The National Center on Elder Abuse.
- 多々良紀夫 (2004) : 高齢者虐待早期発見・早期介入ガイド (4), 長寿科学総合研究事業・多々良研究班, 千葉, 9-10.
- 津村智恵子, 大谷昭他 (2004) : 高齢者虐待に挑む (1), 中央法規, 東京, 13-15.
- William, L. et al.(2001) : Self neglect: the role of judgements and applied ethics, Nursing Standard,19(18),45-51.

## 山梨県「高齢者虐待対応マニュアル」作成委員会名簿

(敬称略)

所属名	職名	氏名
千葉大学	助教授	出口 泰 靖
認知症の人と家族の会山梨県支部	代 表	平 井 出 設 子
甲府市	社会福祉士	村 山 か ほ る
市川三郷町	保健師	渡 辺 ま ゆ み
峡東保健福祉事務所	主 任	大 沼 真 紀
富士・東部保健福祉事務所	副主査	日 原 英 子

(事務局)

所属名	職名	氏名
長寿社会課	介護保険指導監	芦 澤 廣 美
	課 長 補 佐	高 木 悦 子
	主 査	小 野 眞 奈 美
	主 査	深 澤 恵 子

引用・参考文献

- 「高齢者虐待への対応と養護者支援について」厚生労働省労健局 H18.4
- 「高齢者虐待対応のために」鳥取県東部福祉保健局 H18.3
- 「高齢者虐待対応マニュアル」世田谷区 H17.3
- 「高齢者虐待防止に向けた体制構築のために」  
ー東京都高齢者虐待対応マニュアルー H18.3
- 「高齢者虐待対応マニュアル」茨城県保健福祉部高齢福祉課 H17.3
- 「高齢者虐待対応の手引き」埼玉県 H17.3
- 「栃木県高齢者虐待防止マニュアル」 H18.3
- 「高齢者虐待対応事例集」青森県健康福祉部 H18.3
- 「家庭内における高齢者虐待防止マニュアル」改訂版 石川県 H18.3
- 「岡山県高齢者虐待防止ガイドライン」 H17
- 「横須賀市高齢者虐待防止事業報告書」  
横須賀市高齢者虐待防止センター H16.3
- 「秦野市事例対応シート」
- 「香川県高齢者虐待防止・対応マニュアル」香川県健康福祉部 H17.11
- 「高齢者虐待防止対応マニュアル」神奈川県保健福祉部高齢福祉課 H18.3
- 「高齢者虐待防止対応マニュアル（改訂版）」北海道保健福祉部 H18.10

